

# 東京 23 区の二輪車駐車対策 ヒアリングレポート

令和 8 (2026) 年 3 月

一般社団法人日本自動車工業会

## はじめに

発行に当たりごあいさつ申し上げます。

日本自動車工業会 二輪車利用環境分科会は、国内のバイクメーカーがメンバーとなり、二輪車の利用環境向上に努めています。なかでも都市部における二輪車の駐車場不足は二輪車ユーザーを大いに悩ませており、問題の改善が求められているところです。

当分科会では、一昨年来、全国の主要都市における二輪車駐車場の“空白地帯”を特定する調査を行ったほか、各都市に必要な二輪車駐車場数の推計に取り組みました。今年度は、東京都の23区で二輪車駐車場政策に携わる方々に、それらの調査結果を紹介すること、および新基準原付の施行という変化のなか、各区における近年の二輪車駐車対策の動向について情報を集める目的で、各区役所担当係へのヒアリングを行いました。

幸いなことに今回のヒアリングにはすべての区が応じてくださり、各区における二輪車駐車対策の現況と課題などについて貴重な情報を得ることができました。

折しも、今年度より二輪車の車両区分に新基準原付が導入され、駅周辺などの駐輪場への受け入れが注目されていますが、ヒアリングの結果、23区各区にて適応が進められていました。今回訪問では国内の二輪車市場が原付一種から原付二種へ徐々にシフトしている市況を説明、今後の駐輪場運営には新基準原付のみならず、原付二種の受け入れも視野に入れてほしいとの要望をお伝えしております。

今回いちばんの収穫は、駐車場政策に係る方の熱意や、現場のリアルな困りごとを共有いただけたことでした。都内の限られたスペースを、多様化するモビリティ課題に対応しつつ、居住者のためにどう活用すべきか、想いをもって活動されている多くの方のご意見をうかがうことができました。

末筆ではありますが、ご多忙中にもかかわらずご対応いただいた各区役所担当係の皆様にはここに厚く御礼申し上げます。今後とも公共の二輪車駐車場の拡充につきましてご理解とご配慮を賜りたく、何卒よろしく願いいたします。

令和8(2026)年3月31日

一般社団法人日本自動車工業会  
二輪車委員会 二輪車企画部会

# 目次

---

用語について.....	4
活動概要.....	5
区の類型と面談のポイント.....	6
1. 東京 23 区の二輪車駐車対策概況.....	7
1-1 条例の制定状況.....	7
1-2 二輪車駐車場の設置状況.....	9
1-3 二輪車駐車場の附置義務.....	9
1-4 新基準原付への適応状況.....	10
1-5 駐輪場への原付二種受け入れ意向.....	10
1-6 二輪車駐車場整備への課題・困難点.....	11
2. 各区の二輪車駐車対策（ヒアリングまとめ）.....	12
01 千代田区.....	13
02 中央区.....	14
03 港区.....	15
04 新宿区.....	16
05 文京区.....	17
06 台東区.....	18
07 墨田区.....	19
08 江東区.....	20
09 品川区.....	21
10 目黒区.....	22
11 大田区.....	23
12 世田谷区.....	24
13 渋谷区.....	25
14 中野区.....	26
15 杉並区.....	27
16 豊島区.....	28
17 北区.....	29
18 荒川区.....	30
19 板橋区.....	31
20 練馬区.....	32
21 足立区.....	33
22 葛飾区.....	34
23 江戸川区.....	35

## 用語について

本稿において用語の定義を以下の通りとするが、ヒアリング先の各区が使用している用語とは必ずしも一致しない。各区の条例・要綱や駐輪場・駐車場などの固有名詞はそのまま用いる。また、13 頁以降の各区“まとめフォーム”には説明の必要な項目が多いため 12 頁に用語説明を追加する。

- ・ 自転車…………… : 東京 23 区の区立駐輪場で受け入れ対象にされている自転車。
- ・ 原付…………… : 『道路交通法』による排気量 50cc 以下の原動機付自転車。文脈によって「新基準原付」も含める。特定小型原動機付自転車は含まない。
- ・ 新基準原付…………… : 『道路交通法』による排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下の原動機付自転車。
- ・ 自動二輪…………… : 『道路交通法』の大型自動二輪車および普通自動二輪車を総じていう。
- ・ 自転車等…………… : 自転車および原付をいう。自動二輪が加わる場合もある。
- ・ 二輪車…………… : 原付、新基準原付および自動二輪を総じていう。自転車は含まない。
- ・ 自動車…………… : 東京 23 区の区立駐車場で受け入れ対象にされている四輪の自動車。
- ・ 原付二種…………… : 『道路運送車両法』による排気量 50cc 超～125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 超の原動機付自転車。「125cc 以下の自動二輪」ともいう。
- ・ 駐輪場…………… : 自転車を駐車する施設。自転車駐車場、自転車等駐車場、自転車置場などを総じていう。意味を明確にする場合、「自転車駐車場」、「自転車等駐車場」、「自転車置場」を用いる。駐輪場には原付や自動二輪を収容する場合があります、その駐車枠については「原付駐車場」、「自動二輪駐車場」という。
- ・ 駐車場…………… : 自動車を駐車する施設。意味を明確にする場合「自動車駐車場」を用いる。駐車場には自動二輪を収容する場合があります、その駐車枠については「自動二輪駐車場」という。
- ・ 原付駐車場…………… : 駐輪場の原付駐車枠および原付の専用駐車場を総じていう。
- ・ 自動二輪駐車場… : 駐輪場や駐車場の自動二輪駐車枠および自動二輪の専用駐車場を総じていう。
- ・ 二輪車駐車場…… : 原付、新基準原付および自動二輪を駐車する施設を総じていう。
- ・ 一時貸…………… : 時間貸し、1 日貸し、1 回貸しなど、一時的な駐車のための契約様式。
- ・ 定期貸…………… : 月単位、年間登録制など、一定期間にわたる駐車のための契約様式。
- ・ 自転車法…………… : 『自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律』の略。
- ・ 自転車条例…………… : 自転車等の放置防止および区立駐輪場の設置等に関して定めた条例一般をいう。自転車等の放置防止を目的とした「自転車放置防止条例」と、その受け皿として区立駐輪場の設置等について定めた「自転車駐車場条例」の 2 本立てにしている区もある。
- ・ 自動車駐車場条例… : 区立駐車場の設置等に関して定めた条例一般をいう。

なお本稿は、過去の調査や各区の公式 WEB サイトから得られた情報も含めて書き起こしたものである。

## 活動概要

- 1) 活動名称：東京 23 区の二輪車駐車対策ヒアリング活動
- 2) 訪問対象：東京 23 区の二輪車駐車対策担当係
- 3) 訪問期間：2025 年 5 月～8 月
- 4) 面談内容：以下の項目についてヒアリングおよび情報提供を行った（一部書面回答）。

### ●ヒアリング

#### 【二輪車駐車場整備の現況について】

1. 二輪車の駐車対策に関する条例・要綱の確認
  - 違法駐車防止関係
  - 駐車場設置関係
  - 大型施設への附置義務関係
  - 集合住宅への附置義務関係
  - 施設整備への助成関係
2. 二輪車駐車場の整備方針
3. 原付駐車場の施設数・収容台数
4. 自動二輪駐車場の施設数・収容台数

#### 【二輪車駐車場整備に関する課題など】

5. 原付駐車場を新基準原付に適応させることについて
6. 原付駐車場の対象を原付二種に拡大することについて
7. 駅周辺に二輪車駐車場を増やすことについて

### ●情報提供

#### 【当会が行った調査結果の紹介】

8. 当該区における二輪車駐車場の点在状況（空白地帯の紹介）
9. 当該区に必要とされる二輪車駐車場の数（推計調査結果の紹介）

#### 【当会からの情報共有】

10. 国レベル（経済産業省・国土交通省・警察庁）の二輪車駐車場政策の検討について
11. 国内二輪車市場の動向（原付二種の役割が増大）
12. 二輪車駐車場拡充についてのユーザー要望

## 区の類型と面談のポイント

今回の面談活動では、各区の規模や特色により、ユーザーから必要とされる二輪車駐車場の種類が異なると見込まれたため、あらかじめ 23 区を 3 つの類型（タイプ）に分類した。

注目したのは各区の昼間人口で、区外からの人口流入が多い区では、大規模駅周辺での自動二輪の一時駐車需要が高いと仮定した。逆に、通勤・通学など区外への人口流出が多い区では、小規模駅を含めた駅周辺での原付（原付二種含む）の定期駐車需要が高いと仮定した。さらに昼間人口の流入と流出が均衡している区では、どちらの傾向も併せ持っているとした。

それぞれのタイプに合わせてヒアリングの内容や要望のポイントを絞ることにした。

### ●タイプ A：流入率が高い区（昼間人口 110%超）

・千代田区	・中央区	・港区	・新宿区	・文京区	・台東区	・江東区
・品川区	・渋谷区	・豊島区				

面談のポイント：大規模駅周辺に自動二輪駐車場（一時貸）はあるか？

⇒二輪車駐車場がない駅には、優先的に整備してもらえるよう要望。

### ●タイプ B：流入と流出が均衡している区（昼間人口 90%～110%）

・墨田区	・目黒区	・大田区	・世田谷区	・中野区	・北区
------	------	------	-------	------	-----

面談のポイント：大規模駅周辺に自動二輪駐車場（一時貸）はあるか？

区内の駅数に応じた原付（原付二種含む）駐車場はあるか？

⇒二輪車駐車場の設置状況により、いずれかを優先した整備を要望。

### ●タイプ C：流出率が高い区（昼間人口 90%未満）

・杉並区	・荒川区	・板橋区	・練馬区	・足立区	・葛飾区	・江戸川区
------	------	------	------	------	------	-------

面談のポイント：区内の駅数に応じた原付（原付二種含む）駐車場はあるか？

⇒既存の原付駐車場を新基準原付に適応するよう要望。

⇒将来的に原付二種を視野に入れるよう要望。

各区のヒアリングまとめ（13 頁以降）には、その区域に求められる二輪車駐車場整備の参考となるよう、区の類型を意味する A・B・C の記号を表示した。

# 1. 東京 23 区の二輪車駐車対策概況

## 1-1 条例の制定状況（⇒8 頁に一覧表）

東京 23 区では、すべての区が区立の自転車駐車場に関する自転車条例を設けている。一方、区立の自動車駐車場（区役所などの公共施設に附属した駐車場を除く）はそもそも数が少ないことから、自動車駐車場条例をもつ区は 9 区にとどまっている。

これら自転車条例並びに自動車駐車場条例の対象車両は、それぞれ自転車または自動車が基本とされるが、そこに原付や自動二輪を含めるか否かの適用パターンは区によってさまざまである。また、23 区における希少な例として、世田谷区には自動二輪の違法駐車を防止するために設けた条例があり、千代田区には自動二輪の駐車場を設置するために設けた条例もある。

いわば各区がそれぞれ地域の実情に照らした条例を制定しており、それらに基づく政策により、各区内における原付や自動二輪の駐車場は、その充実度においてさまざまな状況を見せている。

**【自転車条例】** 区によっては自転車条例を目的別に分け、自転車放置防止条例と自転車駐車場条例の二本立てにしているケースも半数程度ある。根拠法の『自転車法』が自転車と原付を対象にしていることから、ほとんどの区ではこれら条例に原付を含めており、放置車両の撤去を行うほか、駐輪場整備の一環で原付駐車場の設置にも取り組んでいる。

また、自転車条例の対象に自動二輪を含め、駐輪場整備の一環で自動二輪駐車場を設置している区が 12 区ある。(※1)

**【自動車駐車場条例】** 自動車駐車場条例を定めている区は 9 区ある (※2) が、このうち 7 区が条例の対象に自動二輪を含めている。(※3) なかでも中央区、台東区、葛飾区は、自動車駐車場条例の対象に原付も含めている。また、台東区と江戸川区は、自転車条例と自動車駐車場条例の両方に自動二輪を含めており、区立駐輪場と区立駐車場のいずれにも自動二輪の受け入れを可能にしている。

参考までに最近の動向としては、墨田区が令和 7 年 1 月に自転車条例を改正し、区立駐輪場に原付および排気量 125cc 以下の自動二輪（原付二種）の受け入れを開始した。通勤・通学や日常の用足しに便利な原付二種の需要に応じる取り組みとなっている。

次頁に各区の条例の一覧と、条例の対象車両を整理した。

※1：自転車条例に自動二輪車を含めている 12 区

（新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、板橋区、江戸川区）

※2：自動車駐車場条例を持つ 9 区（中央区、港区、台東区、江東区、渋谷区、北区、練馬区、葛飾区、江戸川区）

※3：内、条例の対象に自動二輪を含めている 7 区（中央区、港区、江東区、北区、練馬区、葛飾区、江戸川区）

## ●東京 23 区の駐輪場・駐車場関連条例(対象車両)一覧

コード	対象区	該当条例	対象車両	
			原付	自二輪
1	千代田区	千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	○	—
		千代田区立自動二輪車駐車場条例	—	○
2	中央区	中央区自転車の放置防止に関する条例	—	—
		中央区営駐車場条例	○	○
3	港区	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	○	—
		港区立公共駐車場条例	—	○
4	新宿区	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	○	○
5	文京区	文京区自転車等の放置防止に関する条例	○	—
		文京区自転車駐車場条例	—	—
6	台東区	台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	○	○
		台東区駐車場条例	○	○
7	墨田区	墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例	○	125まで
8	江東区	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	○	○
		江東区駐車場条例	—	—
9	品川区	品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例	○	○
10	目黒区	目黒区自転車等放置防止条例	○	△
		目黒区立自転車等駐車場条例	○	○
11	大田区	大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例	○	△
12	世田谷区	世田谷区自転車条例	○	△
		世田谷区自動二輪車の違法駐車等の防止に関する条例	—	○
13	渋谷区	渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	○	—
		渋谷区駐車場条例	—	—
14	中野区	中野区自転車等放置防止条例	○	△
		中野区自転車駐車場条例	△	△
15	杉並区	杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例	—	—
		杉並区立自転車駐車場条例	○	○
16	豊島区	豊島区自転車等の放置防止に関する条例	○	—
		豊島区立自転車等駐車場条例	○	—
17	北区	北区自転車の放置防止に関する条例	—	—
		北区自転車等駐車場条例	○	—
		北区駐車場条例	—	○
18	荒川区	荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	○	—
		荒川区自転車等駐車場条例	○	—
19	板橋区	板橋区自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例	○	○
20	練馬区	練馬区自転車の適正利用に関する条例	○	—
		練馬区立自転車駐車場条例	○	—
		練馬区立駐車場条例	—	○
21	足立区	足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例	○	—
22	葛飾区	葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例	—	—
		葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例	△	—
		葛飾区公共駐車場条例	○	○
23	江戸川区	江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例	○	—
		江戸川区自転車駐車場条例	○	○
		江戸川区自動車駐車場条例	—	○

※自転車条例は黒、自動車条例は赤(全9区)、自動二輪条例は緑(2区)にて表示。

※「対象車両」の△印は、特例として対象とする場合があるといった限定的な適用。

※「125 まで」は、排気量 125cc 以下の自動二輪を対象としている。

## 1-2 二輪車駐車場の設置状況

※東京 23 区における各区立の駐輪場や駐車場に関する情報は、各区の WEB サイトに紹介されているものの、その箇所数や収容台数は非公表のケースもある。ヒアリングをまとめた各区のページには、把握できた範囲で区立の原付駐車場や自動二輪駐車場の設置状況を記載しているが、箇所数や収容台数はあくまで参考値とする（区役所内部で計上している数字と一致するとは限らない）。

**【原付駐車場】**ほとんどの区が原付駐車場の整備に取り組んでいるとはいえ、需要に合わせた設置状況は区によって大きく差がある。区立の原付駐車場が比較的多く設置されている区としては、品川区、世田谷区、北区、練馬区、板橋区、江戸川区が挙げられる。

近年の整備事例では、令和 7 年 1 月に北区が「十条駅」西口に地下式の原付駐車場（44 台収容）を開設している。

**【自動二輪駐車場】**区立の自動二輪駐車場が多いのは品川区と板橋区で、いずれも自転車条例の制定当初から、区立駐輪場への受け入れ対象として取り組んできた実績が大きい。また、渋谷区、新宿区、足立区は区立の自動二輪駐車場を持たないが、民間事業者との協定運営を進めたことなどで、区内に数多くの民営自動二輪駐車場を増やすことにつながった。

近年の整備事例では、令和 6 年 3 月に台東区が「上野駅」前に自動二輪駐車場（123 台収容）を開設している。

## 1-3 二輪車駐車場の附置義務

今回のヒアリングでは、各区における建築物への原付・自動二輪駐車場の附置義務の有無についても尋ねている。（※自治体により主担当課が異なるケースもあり、把握できた範囲で記載）

まず駐輪場の附置義務に関しては、自転車条例に定める場合があるほか、一定規模以上の商業施設などへの設置を義務づける条例（要綱）や、マンションなど集合住宅への設置を義務づける条例（要綱）を定めている区が少なくない。ただし、この駐輪場に原付枠や自動二輪枠を含めることについては強制力が弱く、努力義務であることが多い。

参考まで、ヒアリングで確認できた限りだが、一定規模以上の建築物への二輪車駐車場の附置義務は、文京区、目黒区、江戸川区で施行されており、大田区、板橋区などでは二輪車駐車場の設置を誘導する内容の条例あるいは要綱が用いられている。

また、一定規模以上の商業施設などへの自動車駐車場の附置義務に関しては、東京都の駐車場条例に準ずるとする場合が多く、この場合、自動二輪は対象から外れることとなる。しかしながら、都市の再開発などに伴い大規模施設が建設される場合など、地域貢献策の一環で、自動二輪駐車場の整備を優先的に行うことを推奨するなど、二輪車への配慮を促す区（中央区・港区・中野区・豊島区など）も出てきている。

## 1-4 新基準原付への適応状況

令和7年4月1日より二輪車の車両区分に新基準原付が導入された。東京23区各区の自転車条例は、その条文のなかで対象車両を定義する『道路交通法』が改正されれば、変更内容がそのまま反映され、従来の原付駐車場には新基準原付も受け入れることになる。ただ、区立駐輪場の案内看板や区のWEBサイトの情報案内などの修正、新基準原付の車体サイズに合わせた原付駐車枠の幅等が想定され、本対応の進捗についてヒアリングを行った。

ヒアリングの結果、案内表示などは対象車両を排気量ではなく「原付（白ナンバー）」とし各区対応済み、または対応中の状況が確認できた。枠の幅幅については、新基準原付の受け入れ開始を最優先とし、当面は従来の原付枠にて受け入れ、保有動向により検討すると回答した区も多く、今後業界動向についての意見交換要望も寄せられた。よって23区各区において、区立駐輪場の新基準原付への対応は順次進められている状況が確認できた。

## 1-5 駐輪場への原付二種受け入れ意向

令和6年11月13日に国土交通省都市局街路交通施設課から発出された通知（\*注）に基づき、今回のヒアリングでは、原付駐車場に新基準原付を適応させるに当たって、車格が同等の原付二種まで受け入れを拡大してほしいとの要望を伝えており、各区の意向を尋ねている。

自転車条例により自動二輪駐車場の整備を行っている12区は、傾向として新基準原付への適応のみならず、原付二種に関しても受け入れの意向が確認できた。墨田区、江東区、杉並区、板橋区のように、区立駐輪場は原付二種までスタンダードになっている区もあり、鉄道駅周辺での駐輪場運営のあり方としてたいへん参考になるものと思われる。

また、原付一種が対象となっている区立駐輪場への原付二種受け入れについても、検討の余地があるとする区（千代田区、台東区、大田区、豊島区、北区）があった。ただし、「住民からの要望の声が必要」、「原付二種の利用ニーズが高ければ検討できる」、「新規の駐車場に適応させるのが現実的」といった意見がみられ、受け入れ拡大のためには他の自治体の取り組みを参考にしてもらうことが有効といえる。

そのほか、現時点で原付二種への受け入れ拡大の意向はないとした区では、「自転車対策が優先」、「原付・自動二輪の駐車需要が低い」、「『自転車法』が改正されないと困難」といった意見があり、需要が見込まれる地域には、今後も引き続き二輪車への理解と配慮を促していく必要がある。

\*注：[「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う駐車環境の整備に向けた取組の推進について」](#)（国都街 第89号）

### 【本文抜粋】

「新基準原付については、小型自動二輪車に近い車両の規格と想定されていることから、上記の対応に当たっては、必要に応じて既設の自転車駐車場又は自動車駐車場において、車両区分及び規格のみならずおし並びに車両を受け入れるための改良をすることも検討するようお願いいたします」

## 1-6 二輪車駐車場整備への課題・困難点

コロナ禍の発生以降、都内では自転車の利用需要が高まっており、各区において自転車の駐車対策は優先度が増している。また、次世代モビリティの可能性が広がり、シェアサイクルの普及や特定小型原付への対応にも迫られる一方、二輪車駐車場整備への優先順位は低下する傾向がある。

各区の実情は自転車駐車場の確保だけでも手いっぱいなところに、原付や自動二輪のために新規の駐車場用地を得ることはたいへん困難であり、行政が対策を担うのではなく、都市開発に伴った建築物への附置駐車場を増やすなど、民間活力を誘導し、その取り組みに期待するところが大きい。

以下、二輪車駐車場の整備を行う上での課題など、各区から得た意見を列記する。

### ●二輪車駐車場整備に関する課題や意見

- ・区内において二輪車の放置が少ないため、政策の課題に挙がらない。
- ・区議会、政党、団体からの要請などは近年とくにない。
- ・区民から二輪車駐車場がほしいという声がない。
- ・駐輪場に自動二輪を受け入れたいが、騒音や利用マナーへの住民苦情が多く、踏み切れない。
- ・『自転車法』が変われば条例も従う（駐輪場の対象に原付二種を含めることについて）。
- ・自転車条例の対象を自動二輪に拡大したら、自動二輪の放置車両も撤去しなければならない。
- ・区の条例を改正することで自動二輪に対応できるというなら、国は『自転車法』や『駐車場法』の標準条例を自動二輪に配慮したものに改めてほしい。そうすれば多くの自治体が追従する。
- ・路上自動二輪駐車場の設置を検討しても、国道や都道の占用許可を得るのが難しい。交通管理者（警察）も路上駐車場の導入に消極的で、協力は得られない。
- ・国や東京都が二輪車駐車場の整備を区に呼びかけるより、道路管理者として国道や都道を活用して自ら整備することも検討してはどうか。

## 2. 各区の二輪車駐車対策（ヒアリングまとめ）

---

東京 23 区へのヒアリング結果を 1 頁ずつにまとめて、行政コード順に掲載する。

※江東区、大田区、江戸川区は書面回答

なお、次頁以降の“まとめフォーム”には、説明の必要な項目や記号が多いため、ここに用語説明を追加する。

- ・面積..... : 東京都総務局による 23 区各区の面積（令和 6 年 10 月 1 日）。
- ・生産年齢人口..... : 「住民基本台帳」より東京 23 区別 15～64 歳合計（令和 7 年 1 月 1 日）。
- ・昼夜人口比..... : 「国勢調査」より東京都まとめ（令和 2 年 10 月 1 日）。
- ・区内駅数..... : 国土数値情報「駅別乗降客数データ」より（令和 3 年度更新データ）。
- ・保有台数..... : 「軽自動車税の賦課期日現在台数」より（令和 6 年 7 月 1 日）。
- ・軽二輪..... : 『道路運送車両法』による排気量 125cc 超～250cc 以下の二輪の軽自動車。
- ・小型二輪..... : 『道路運送車両法』による排気量 250cc 超の二輪の小型自動車。
- ・取締り(3 年計)..... : 二輪車（原付＋自動二輪）の放置違反確認標章取付件数（令和 1～3 年計）。
- ・エリアの特徴..... : 各区による見解ではなく、一般的な社会コンセンサス。
- ・自二..... : 自動二輪の略。
- ・二輪..... : 二輪車の略。
- ・表中の○付数字..... : ○付数字は、23 区のなかでの順位。対象データの数値が大きいほど順位は上。
- ・表中の〈 〉..... : 〈 〉で括られた項目の数値は、親項目の内数。
- ・表中の A B C..... : A は昼間人口が流出型の区。B は流出入が均衡型の区。C は流入型の区。
- ・一時..... : ( ) 内の簡易表現で、「一時貸」の略。
- ・定期..... : ( ) 内の簡易表現で、「定期貸」の略。

01 千代田区	担当部署:	電話:
	【原付】環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 交通対策・監察係 【自二】 同 上	03-5211-4345

### ● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:⑱ 11.66 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:㉓ 4万8,229人	昼夜人口比:① 1,355.4%	区内駅数:⑥ 26 駅	<4万人以上駅数>:① 21 駅
原付:㉔ 1,167 台	自動二輪:㉔ 2,332 台	<原付二種>:㉔ 676 台	<軽二輪>:㉔ 654 台	<小型二輪>:㉔ 1,002 台
取締り(3年計):⑤ 5,846 件				

**A** エリアの特徴: ビジネスや行政の中心地(丸の内・大手町・有楽町・永田町・霞ヶ関)、教育拠点(神保町・御茶ノ水・駿河台)、サブカルチャーの発信地(秋葉原)があり、昼間人口は夜間の13倍と、23区内で突出した1位。典型的な流入型エリア。一方、二輪車保有は最下位。区内には大規模駅が21駅あり二輪車の駐車需要は非常に高い。取締り件数は23区でワースト5位。

### ● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	○	—
・千代田区立自動二輪車駐車場条例	—	○

備考: 上記の自動二輪車駐車場条例は、路上自動二輪車駐車場である「神田花岡町自動二輪車駐車場」を開設するために設けた条例であり、他の駐車場を整備する目的は有していない。

原付は駐輪場に受け入れ、自動二輪には路上型の駐車場を1カ所設置

駐車場整備には国道や都道の活用機会が増えないと困難

### ● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取組み	<p>【原付】原付は区立駐輪場に受け入れており、今年4月から<b>新基準原付も駐車可能</b>とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度から「千代田区民営自転車駐車場整備事業補助金」制度を開始。この制度を活用して原付枠や自動二輪枠を設けてもよいが、自転車も駐車できることが必須要件。現在は予算措置なし。</li> </ul> <p>【自二】区立のものでは、平成21年に開設した「神田花岡町自動二輪車駐車場」が1カ所ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年7月に「千代田区駐車場計画」を策定。自動二輪の駐車需要に対しては「余剰となっている既存の駐車場等の活用などにより、駐車場を量的に確保します」と記載されている。</li> </ul>
設置状況	<p>【原付】区立駐輪場32カ所のうち14カ所(291台)で原付に対応。うち一時貸枠のある施設は3カ所(28台)となっている。</p> <p>【自二】区立の自動二輪車駐車場は、区道を活用した路上型の施設(一時貸)が1カ所(10台)ある。</p>

### ● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>原付や自動二輪の駐車場は民間に整備を要請しても「採算が合わない」という理由で進まない。</li> <li>自転車も二輪車も過度な行政の財政支出は困難だが、放置車両による生活環境への弊害やリスクは抑えたい。駐車場整備は附置努力などの条件付けで増やす手段を探っている。</li> <li>区立の自動二輪車駐車場は区道に設置したが、こうした路上型の駐車場の設置は今ではとても困難。</li> <li>条例の点検も含め自動二輪(とくに原付二種)の駐車対策を見直す時期にきている。</li> </ul>
課題/困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上二輪車駐車場を考えたとき、区道は幅員が乏しく基準に合ったスペースが取れない。<b>国道や都道を積極的に活用できる許可措置が必要。</b></li> <li>『自転車法』が改正されて対象が125cc以下となれば自転車条例も追従する。すると放置車両の撤去も125cc以下を対象にすることになるが、それでもよいのかなど未検討の課題がある。</li> <li>区内では、<b>原付二種の利用者が原付駐車場に不正駐車や歩道走行など「ライダーのマナーが悪い」という苦情がある。</b>この状況だと、物理的に自動二輪を受け入れられる駐輪場はあるが、踏み切る上での障害になっている。業界は、二輪車ユーザーによる駐車マナー問題の解消に努めてほしい。</li> </ul>

02 中央区	担当部署:	電話:
	【原付】環境土木部 交通課 交通施設係 【自二】 同 上	03-3546-5443

● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積: ㉑ 10.21 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ㉒ 13 万 4,957 人	昼夜人口比: ㉓ 374.4%	区内駅数: ㉔ 22 駅	<4 万人以上駅数>: ㉕ 13 駅
原付: ㉖ 1,770 台	自動二輪: ㉗ 4,621 台	<原付二種>: ㉘ 1,452 台	<軽二輪>: ㉙ 1,307 台	<小型二輪>: ㉚ 1,862 台
				取締り(3 年計): ㉛ 3,356 件

A

エリアの特徴: 京橋・日本橋地区は商業・金融の中心地であり、ことに銀座地区はショッピングや娯楽で賑わう。築地場外市場は食の観光地として平日、休日ともに来訪客が多い。23 区でもトップクラスの流入型。月島・勝どき・晴海地区は高層マンションも増え居住地としても人気。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・中央区自転車の放置防止に関する条例	—	—
・中央区営駐車場条例	○	○

備考: 平成 18 年 3 月に『中央区営駐車場条例』を改正し自動二輪および原付を区立駐車場の対象にした。

都市再開発の機会を捉えて自動二輪駐車場の整備を推進

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】原付は自動二輪と同列扱いで区立自動車駐車場に収容している。</p> <p>【自二】『駐車場法』改正に伴い、区立自動車駐車場への二輪車収容を推進してきた。</p> <p>・『中央区まちづくり基本条例』に基づき、大規模開発等の機会を捉えて整備促進を図っている。</p>
設置状況	<p>【二輪】区内に 10 カ所ある自動車駐車場のうち 5 カ所で二輪車を受け入れている。「京橋プラザ」(定期 34 台 / 一時 10 台)、「銀座地下」(定期 21 台 / 一時 9 台)、「浜町公園地下」(定期 53 台 / 一時 8 台)、「備前橋」(定期 20 台)、「月島駅前」(定期 26 台)。</p>

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立二輪車駐車場の利用者は抽選になる場合もあり、ニーズは小さくない。</li> <li>・(日本自動車工業会の所見) 当会の調べでは、「勝どき駅」「月島駅」周辺には二輪車の定期貸駐車場が設置されている。このエリアではいくつかの開発事業が行われているので、今後、開発事業者が一時貸を含めた二輪車駐車場整備を行うことを期待したい。</li> </ul>
課題 / 困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が積極的に参入できる採算性が必要。</li> <li>・民間開発において、二輪車駐車場の整備促進を図る必要がある。</li> </ul>

03 港区	担当部署:	電話:
	【原付】街づくり支援部 地域交通課 自転車交通担当 【自二】街づくり支援部 地域交通課 交通対策係	03-3578-2203 03-3578-2263

● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積: ⑫ 20.36 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ⑪ 18 万 5,852 人	昼夜人口比: ③ 373.4%	区内駅数: ③ 36 駅	<4 万人以上駅数>: ② 20 駅
原付: ⑪ 3,648 台	自動二輪: ⑩ 8,446 台	<原付二種>: ⑪ 2,638 台	<軽二輪>: ⑩ 2,152 台	<小型二輪>: ⑫ 3,656 台
				取締り(3 年計): ② 7,262 件

A

エリアの特徴: 昼間人口は、ビジネス目的での芝・新橋や虎ノ門・六本木、再開発が進んだ港南エリアに集中。観光やショッピングなどを目的に六本木、赤坂、青山、お台場にも来訪者が集中。典型的な流入型の区。区内には駅が非常に多い。取締りは都内ワースト 2 位。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	○	—
・港区立公共駐車場条例	—	○

備考: 平成 13 年 6 月に自動車駐車場条例を改正し自動二輪を区立駐車場に受け入れた。

原付には暫定駐車場を積極導入し駐車枠を拡充

街の開発事業の際には二輪車駐車場を設置するよう呼びかけ

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】区立駐輪場へ受け入れている。また、道路空間や港湾用地を活用した暫定駐車場を設けて対応している。</p> <p>【自二】区立駐車場へ受け入れている。</p> <p>・平成 31 年 3 月から『港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例』により自動二輪駐車場の設置を推奨。附置義務や努力義務という観点ではなく、二輪車駐車場を設置することで自動車駐車場の義務台数を軽減できるトレードオフ制度。低炭素まちづくりで二輪車駐車場の設置を呼びかけるのは東京都内の自治体では港区が唯一。</p> <p>【二輪】『港区単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例』では、附置義務駐輪場の義務台数に原付や自動二輪を含めることができる。</p>
設置状況	<p>【原付】区内 12 カ所の区立駐輪場のうち 4 カ所で原付 (230 台) を受け入れている。</p> <p>・暫定駐輪場は 16 カ所あり、うち 4 カ所で原付 (62 台) を受け入れている。</p> <p>【自二】2 カ所ある区立駐車場のうち「品川駅港南口公共駐車場」に自動二輪 (定期 9 台) を受け入れている。ほかに、大規模なものでは民間協定で設置した「白金高輪バイクイン」(101 台) がある。</p>

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場への受け入れ対象は、「新基準原付 (白ナンバー)」という表記で対応済み。</li> <li>・原付も自動二輪も駐車場を新設するのは困難な状況 (用地を確保できないのが一番の課題)。</li> <li>・街の再開発などの際に自動二輪駐車場の附置を勧めており (運用マニュアルを HP に展開)、そうした民間活力によって施設の増加を期待。実際に設置したという報告はいくつかあった。</li> </ul>
課題 / 困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の地下駐輪場のスロープには、車両の搬送用のベルトコンベアが使用されており、新基準原付のサイズや重さによっては利用困難になる場合も出てきそう。</li> <li>・原則的に、地下駐輪場に原付を受け入れるのは、『消防法』の規制があって困難。</li> <li>・道路空間については国道や都道の活用も検討できるよう、国や東京都の措置に期待したい。</li> <li>・自動二輪の駐車需要について、駅自体に必要なのか、駅から離れた建物に設けるのもいいのか、施策を打つ上で不明な点がある。</li> </ul>

04 新宿区	担当部署:	電話:
	【原付】みどり土木部 交通対策課 自転車対策係 【自二】みどり土木部 交通対策課 交通企画係	03-5273-4144 03-5273-4265

### ● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:⑬ 18.22 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:⑪ 25 万 6,369 人	昼夜人口比:④ 227.1%	区内駅数:⑤ 27 駅	<4 万人以上駅数>:③ 13 駅
原付:⑬ 4,938 台	自動二輪:⑬ 9,923 台	<原付二種>:⑭ 3,508 台	<軽二輪>:⑬ 3,027 台	<小型二輪>:⑮ 3,388 台
				取締り(3 年計):① 7,347 件

A

エリアの特徴: 典型的な人口流入型。二輪車保有は 23 区中ほどの順位。ビジネス目的で西新宿方面、通学目的での高田馬場・早稲田、飲食・買い物で賑わう新宿駅東口方面、新宿三丁目、観光で人気の新大久保などさまざまな駐車需要を生む。取締り件数は 23 区ワースト 1 位となっている。

### ● 駐車場関連条例

対象車両⇒

原付 自二

・新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	○	○
備考: 平成 21 年 4 月に自転車条例を改正し、自転車・原付に加え、自動二輪を対象にした。ただし自動二輪は放置車両の撤去対象には入れていない。大型施設への駐輪場附置義務からも自動二輪は除かれている。また令和 3 年から 4 年にかけて区立駐輪場を廃止し民間との協定による運営に移行。自転車や二輪車の駐車場拡充は民間活力によるものとする立場を明確にした。		

平成 21 年以降さまざまな手法で二輪車駐車を設置

区営から民営に移行したことで駐輪場の受け入れ車両を柔軟化

### ● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【二輪】区が民間事業者と協定を結び、駐輪場用地として区有地を貸したり、国道や都道の占用許可を区が取り付け民間に駐輪場を運営させたりする方式を導入。区の出費をゼロにした。条例に縛られないため、受け入れ車両は運営事業者の裁量に任される。スペースに余裕のある駐輪場ならば、原付のほかに自動二輪を受け入れるなど、さまざまな展開を可能にしている。</p> <p>・自転車枠でさえ用地確保が困難ななか、できる限り二輪車駐車場の整備にも取り組んできた。国道を占用した路上二輪車駐車場や、「新宿駅」「新宿三丁目駅」「高田馬場駅」「中井駅」での駐輪場整備では自動二輪枠も設定。今後も再開発エリアでは引き続き民間への働きかけを行っていく。</p> <p>・『ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例』では、原付・自動二輪駐車を義務づけ。</p>
設置状況	<p>【原付】区内 44 カ所の協定駐輪場のうち 14 カ所で原付 (258 台) を受け入れている。</p> <p>【自二】区内 44 カ所の協定駐輪場のうち 9 カ所で自動二輪 (131 台) を受け入れている。</p>

### ● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<p>・民間に運営を任せただけで、従来の 50cc 原付枠に縛られず、原付二種枠の設置が主流になった。</p> <p>・新宿区は二輪車の駐車需要が高いため民間に運営を任せられる。事業者は複数の駐車を各所に構えることで、地域全体での採算性を確保することができる。</p>
課題／困難点	<p>・鉄道の高架化といった機会がないため、新しい駐車場用地の確保が難しい。</p> <p>・二輪車駐車場の整備に当たって、道路空間の活用を行いたい考えはあるが(例えば「新宿駅」南口の甲州街道沿い)道路占用の許可が下りそうにない(むしろ国道事務所は既存の路上駐車を撤去したい方針があり新設はとて困難)。</p> <p>・国道や都道の道路管理者が道路附属物としての二輪車駐車を設置することもできる。道路空間を利用した駐車場整備を区が行うならば、国や東京都の協力がないと難しい。</p>

05 文京区	担当部署:	電話:
	【原付】土木部 管理課 交通安全係 (自転車のみ) 【自二】担当部署なし	03-5803-1244

### ● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積: ㉔ 11.29 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ㉑ 16 万 1,908 人	昼夜人口比: ㉒ 147.3%	区内駅数: ㉓ 16 駅	<4 万人以上駅数>: ㉔ 7 駅
原付: ㉕ 2,923 台	自動二輪: ㉖ 5,319 台	<原付二種>: ㉗ 1,975 台	<軽二輪>: ㉘ 1,597 台	<小型二輪>: ㉙ 1,747 台
				取締り(3 年計): ㉚ 540 件

A

エリアの特徴: 教育・医療機関が多く、学生や教育関係、医療目的の来訪者が多い。出版関係の企業が音羽や本郷周辺に集積しており、観光・行楽目的では東京ドームシティや湯島天神などの文化施設も人を集める。昼間人口は流入型。二輪車保有は少なく、取締り件数は 23 区で最少。

### ● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・文京区自転車等の放置防止に関する条例	○	—
・文京区自転車駐車場条例	—	—

備考: 放置原付は撤去対象。駐輪場を整備するための条例には原付も自動二輪も含まれない。

原付枠も含め区による二輪車駐車場整備は行っていない

集合住宅や大型商業施設等への駐車場附置義務が効果を上げている

### ● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> <li>『文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例』に原付・自動二輪駐車場の附置義務が示されている。原付、自動二輪とも住戸総数の 10% 以上の枠を設けることとされている。</li> <li>『文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱』に原付・自動二輪駐車場の附置義務が示されている。</li> </ul>
	<p>備考: 中高層建築物要綱の効果についてみると、令和元年度において協議申請書が提出され完了届が出された物件 27 件のうち 23 件が検査合格。令和 2 年度には完了届が出された物件 19 件のうち 16 件が検査合格。文京区では附置義務による二輪車駐車場の設置について、「道路区域等への自動二輪車等の違法駐車対策として条例等で規定し、建築主等の協力を得て設置しているもので、自動二輪車等の違法駐車対策として効果がある」としている (令和 4 年度自工会調査による)。</p>

### ● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な 動 向	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車の取締り件数は 23 区で最も少なく、放置車両はごくわずか。区民からの駐車場設置要望もほとんどない。</li> <li>区内に JR の駅が存在せず、地下鉄の駅だけなので、駅前広場がなく繁華街が少ない。この点は文京区の地域特性となっており、二輪車や自動車の駐車需要を抑えている要因と考えられる。</li> <li>集客力のある大学や医療機関、文化施設には二輪車駐車場が備わっており、受け皿がしっかりある。</li> <li>同区では次世代コミューターへの関心はあり、電動自転車のシェアリングに関して民間と協議を行っている。そうしたなかで新基準原付や原付二種への注目度は低い。</li> </ul>
課題 ／ 困 難 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車の駐車需要を明らかにしない限り、公共での駐車場整備という動きにはつながらない。</li> </ul>

06 台東区	担当部署:	電話:
	【原付】 都市づくり部 交通対策課 (自転車対策担当 / 公共交通・駐車場担当) 【自二】 同上	03-5246-1305 03-5246-1361

● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積: ㉓ 10.11 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ㉒ 15 万 3,953 人	昼夜人口比: ㉑ 145.3%	区内駅数: ㉔ 18 駅	<4 万人以上駅数>: ㉕ 7 駅
原付: ㉖ 2,820 台	自動二輪: ㉗ 6,367 台	<原付二種>: ㉘ 2,369 台	<軽二輪>: ㉙ 1,789 台	<小型二輪>: ㉚ 2,209 台
取締り(3 年計): ㉛ 3,947 件				

**A** エリアの特徴: 観光や買い物で賑わう上野・御徒町・浅草エリア、リノベーションで注目され始めた蔵前などがあり、流入型の区の一つ。面積は 23 区で最も小さく人口も少ないが、大規模駅は 7 駅あり多いほう。二輪車の保有台数は少ないが、取締り件数はワースト 10 位。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

原付	自二
----	----

・台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	○	○
・台東区駐車場条例	○	○

備考: 同区の自転車条例 (平成 21 年改正)、駐車場条例 (平成 19 年改正) により、その両方に原付および自動二輪を受け入れる規定を持つ。なお、放置車両の撤去対象には原付も自動二輪も含まれない。

「上野駅」前に自動二輪専用駐車場 (123 台) を再整備 (令和 6 年)  
自転車への対応が優先課題だが、原付二種の枠数確保にも課題意識

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取組み	<p>【原付】 専用駐車場を運営 (上野公園通り原動機付自転車駐車場: 原付=一時 23 台)</p> <p>【二輪】 区立駐輪場に二輪車を受け入れ (入谷駅南自転車等駐車場: 原付・自二=一時 22 台) 区立駐輪場に二輪車を受け入れ (雷門地下駐車場: 原付・自二=一時 12 台)</p> <p>【自二】 専用駐車場を運営 (上野駅前自動二輪車駐車場: 自二=一時 123 台 / 定期利用も可能)</p>
設置状況	<p>【二輪】 雷門地下駐車場は四輪車枠を 3 台転用し、原付または自動二輪を 12 台収容可能。非常に稼働率が高く休日などは満車状態。四輪車枠も空きが少なく、二輪車枠の拡大は難しい。</p> <p>【自二】 上野駅前自動二輪車駐車場は、国道 (高架下) の占用による駐車場で、首都高速道路の大規模改修工事のため平成 30 年 4 月に一時閉鎖、令和 5 年に一部 (30 台分) を再開し、令和 6 年 3 月に全面再開した。立地の利便性がよく、「上野駅」前の駐車には困らない。区立二輪車駐車場の優良モデルとして広く認知が期待される。なお道路の都合上、二段階右折の原付には利用することができない。</p>

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の放置が 23 区ワースト 3 位のため優先課題となっている。一方、原付の放置も 23 区ワースト 2 位であり、撤去措置も取っていないため対策は必要。原付を受け入れる駐輪場が少ない認識はあるため、原付枠の拡大にも配慮していく。</li> <li>・役所内部では、原付二種への配慮が必要との意識はある。</li> <li>・現状では新規の駐輪場および駐車場用地の確保は困難であり、窓口となる関係部署に占用相談を行っている。</li> </ul>
課題 / 困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅草周辺だと、つくばエクスプレス「浅草駅」周辺の放置車両に悩まされている。まずは自転車への対応が優先だが、ほかのエリアに比べて原付や自動二輪の放置もある。</li> <li>・「空白地帯に二輪車駐車場がほしい」という業界の要望は理解できるし、区としても常々用地を探している。ただし候補地が出てきたとしても、他の用途を希望する部署もあり、用地確保はたいへん困難なのが実情。</li> </ul>

07 墨田区	担当部署:	電話:
	【原付】都市整備部 土木管理課 交通安全担当 【自二】 同 上	03-5608-6203

● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積: ⑰ 13.77 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ⑮ 20 万 0,796 人	昼夜人口比: ⑫ 103.6%	区内駅数: ⑲ 13 駅	<4 万人以上駅数>: ㉔ 3 駅
原付: ⑮ 4,361 台	自動二輪: ⑭ 9,666 台	<原付二種>: ⑬ 3,885 台	<軽二輪>: ⑩ 2,921 台	<小型二輪>: ⑪ 2,860 台
取締り(3 年計): ⑥ 5,520 件				

**B** エリアの特徴: 人口の流入は均衡型。居住区としての役割も大きく千代田区や中央区など都心部への流出(通勤等)が多い。東京スカイツリーや国技館など観光目的での流入も多い。押上、錦糸町が商業・交通の要衝。区内に駅の数はいくつかあるが、二輪車の取締り件数は多い。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

原付	自二
----	----

・ 墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例	○	125cc
備考: 自転車条例の改正(令和 7 年 1 月)により、原付および 125cc 以下の自動二輪を対象とした。新基準原付の導入により将来的に原付二種サイズの比重が高まることに着目し、特定小型原付への対応と併せて条例整備を図り、駐輪場への受け入れを開始した(車両撤去の対象にも含めた)。車両撤去の困難さを勘案し 125cc 超の自動二輪は除外した。条例改正のきっかけには区への駐車場整備要望があった(令和 4 年度)。		

令和 7 年に自転車条例を改正し原付・自動二輪(125cc 以下)を対象に駐輪場整備への補助金制度も導入

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【二輪】既存の駐輪場のなかから、二輪車に対応できそうな施設を選んで再整備し、現在、原付・自動二輪(125cc 以下)の利用できる駐輪場は区内に 3 か所ある。なかでも「両国駅西臨時自転車駐車場」には二輪車が 50 台収容可能。開設間もないため利用者が増えるか様子を見ている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 7 年 6 月『墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付要綱』を制定。民間の駐輪場整備を対象にした墨田区独自の補助金を導入。自動二輪(125cc 以下)の駐車枠に対しても適用される。</li> <li>『墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例』により一定規模の集合住宅には原付および自動二輪駐車場の附置義務を実施(墨田区都市計画部都市計画課)。</li> </ul>
	備考: 原付・自動二輪(125cc 以下)の駐輪場は年間契約のみで、区民と区民以外とで料金に差を設けている。また駐車場から半径 800m 以内に住居がある人は登録できない(車庫利用を防ぐため)。

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立駐輪場については二輪車枠よりも自転車枠の拡大を優先している。開設した二輪車駐車場の稼働状況を見て、余裕のある駐輪場には二輪車収容も考える。</li> <li>駐車需要の高い区内の要所には、民間の二輪車駐車が比較的設置されている。</li> <li>鉄道事業者も隙間地の活用に二輪車駐車を運営するなど積極的に取り組みを始めている。</li> </ul>
課題/困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「両国駅」には駅から離れた位置に定期貸(年間登録制)の二輪車駐車が整備されている。周辺には国技館があるが、自動二輪の一時貸駐車場の需要は低いものと思われる。</li> <li>錦糸町駅など駐車需要が高いエリアには用地が見当たらず、路上型の駐輪場も検討したが、道路占用許可や交通管理者の許可を取得することは困難だった。</li> </ul>

08 江東区	担当部署:	電話:
	【原付】 土木部 地域交通課 自転車対策係 【自二】 同 上	03-3647-4789

● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積:⑥ 42.99 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:⑧ 36 万 4,497 人	昼夜人口比:⑩ 120.9%	区内駅数:④ 28 駅	〈4 万人以上駅数〉:⑥ 11 駅
原付:⑨ 7,432 台	自動二輪:⑧ 17,261 台	〈原付二種〉:⑧ 6,789 台	〈軽二輪〉:⑦ 5,347 台	〈小型二輪〉:⑨ 5,125 台
取締り(3 年計):⑧ 4,326 件				

A

エリアの特徴: 面積、人口、二輪車保有とも 23 区では上位。昼間人口はやや流入が多い。ビジネス目的では東陽町・豊洲、物流・産業目的では新木場・青海・有明の湾岸エリア、観光目的では有明・台場・豊洲市場など来訪者が多い。区内にある駅の数は 23 区のかなかでも上位。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

原付	自二
----	----

・江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	○	○
・江東区駐車場条例	—	—

備考: 条例を改正し、令和 3 年 4 月から自動二輪を条例の対象に加えた。ただし、撤去対象は自転車と原付まで。また附置義務の規定が及ぶのも自転車と原付の駐車場まで。

令和 3 年に自転車条例を改正し自動二輪を対象に  
令和 7 年には自動二輪 (125cc 以下) の区立駐輪場を増設

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の駐車枠が十分確保でき、施設として原付や自動二輪の駐車が可能な場合は整備を行う。</li> <li>・令和 7 年 5 月 1 日から原付二種が駐車可能な区立駐輪場を新たに 2 カ所整備した。</li> <li>・令和 3 年 4 月から『江東区民営自転車駐車場整備事業補助金交付要綱』に自動二輪を加えた。自動二輪のみが駐車できる駐車場は対象外。</li> </ul>																													
設置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立駐輪場は 50 カ所設置しており内訳は下表のとおり (令和 7 年 5 月 1 日現在)。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車両</th> <th colspan="2">定期貸</th> <th colspan="2">一時貸</th> </tr> <tr> <th>カ所</th> <th>台数</th> <th>カ所</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>43</td> <td>16,440</td> <td>40</td> <td>5,002</td> </tr> <tr> <td>原付</td> <td>13</td> <td>253</td> <td>16</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td>自動二輪 (125cc 以下)</td> <td>4</td> <td>52 ※内 22 台は原付と併用</td> <td>6</td> <td>109 ※内 96 台は原付と併用</td> </tr> <tr> <td>自動二輪</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	対象車両	定期貸		一時貸		カ所	台数	カ所	台数	自転車	43	16,440	40	5,002	原付	13	253	16	227	自動二輪 (125cc 以下)	4	52 ※内 22 台は原付と併用	6	109 ※内 96 台は原付と併用	自動二輪	1	3	0	0
対象車両	定期貸		一時貸																											
	カ所	台数	カ所	台数																										
自転車	43	16,440	40	5,002																										
原付	13	253	16	227																										
自動二輪 (125cc 以下)	4	52 ※内 22 台は原付と併用	6	109 ※内 96 台は原付と併用																										
自動二輪	1	3	0	0																										

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新基準原付の車体サイズは現段階で詳細が不明のため、駐車マスの改良は実施していない。</li> <li>・新基準原付に対応した案内看板については、国からの通知を受け、自転車駐車場内や WEB サイトにおいて「50cc 以下」と限定していた表記は既に削除 (マスキング) してある。</li> <li>・新基準原付への対応でとくに苦慮した点はないが、ナンバープレート (白色) による車種の識別や車体の大きさなどによる現場での物理的な対応、判断が求められる点については、今後、管理運営の面において支障をきたすことが懸念されている。</li> </ul>
課題 / 困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動二輪駐車場の設置については、区内において用地の確保が課題 (困難) であると考えている。</li> <li>・現段階では、自転車用の駐輪場拡充が喫緊の課題であるため、原付や自動二輪の駐車場については、今後の検討課題と考えている。</li> </ul>

09 品川区	担当部署:	電話:
	【原付】 防災まちづくり部 地域交通政策課 自転車対策係 【自二】 同 上	03-5742-6786

### ● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:⑩ 22.85 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:⑩ 28万5,117人	昼夜人口比:⑧ 137.8%	区内駅数:⑥ 26 駅	<4万人以上駅数>:⑧ 7 駅
原付:⑩ 6,285 台	自動二輪:⑩ 13,720 台	<原付二種>:⑩ 5,385 台	<軽二輪>:⑩ 4,199 台	<小型二輪>:⑩ 4,136 台
取締り(3年計):⑨ 4,178 件				

A

**エリアの特徴:** 面積、人口、保有台数とも 23 区では中間。昼間人口は流入型。大規模開発の大崎、IT企業が集まる五反田、大型商業施設で賑わう大井町、人気の商店街がある武蔵小山、戸越銀座、文化施設の多い天王洲アイルなど多様な目的で人を集める。二輪車の取締りは 9 番目に多い。

### ● 駐車場関連条例

対象車両⇒

原付

自二

・品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例	○	○
備考: 制定当初から自動二輪まで対象にしており、二輪車駐車場整備に関しては 23 区のなかで貴重な取り組みを早くから続けてきた。二輪車は撤去対象にもなっている(年間 50 台程度)。		

区立二輪車駐車場の整備数はトップクラス

主要駅周辺には自動二輪駐車場(一時貸)を網羅

### ● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】 区立駐輪場に受け入れ。区の案内HPでは原付と自動二輪を総じて「バイク」としている。</p> <p>【自二】 原付と同様、区立駐輪場へ受け入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱』 = 自転車等駐車場の附置を指示。</li> <li>『品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱』 = 自転車等駐車場の附置を指示。</li> </ul> <p>備考: 自転車条例には原付・自動二輪駐車場の附置義務までは盛り込んでおらず、上記 2 つの要綱でも自転車等駐車場に自動二輪を含めるとは明記されていない(原付枠のサイズ指標はある)。</p>
設置状況	<p>【原付】 東京都の「駅前放置自転車等の現況と対策」(令和 6 年度)によれば、<b>原付の実収容台数は品川区が 23 区で 1 位(789 台)</b>。収容能力は 1,194 台で、23 区では 3 位のキャパシティを持つ。</p> <p>【自二】 区の案内HPでは、区立駐輪場 26 カ所のうち 19 カ所で「バイク」768 台(自動二輪も含む)を受け入れており、そのうち一時貸は 9 カ所で 167 台が収容可能となっている。</p> <p>【二輪】 一時貸は満車になることが多く、定期貸はおおむね 7 割稼働と、安定的な駐車需要がある。</p>

### ● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車駐車場の整備は、区の遊休地の活用はじめ鉄道事業者からの賃借、国や都の所有地(高架下など)を借り受けるなどして実施。</li> <li>新基準原付への対応を逐次進めているが、そもそも自動二輪に対応している実績があるため、従来のままで対応可能な施設が多い。</li> <li>民間事業者には(公財)東京都道路整備保全公社の駐車場整備助成の活用を勧めている。今年度は民間事業者が「武蔵小山駅」近辺に二輪車駐車場を開設する計画での活用事例があった。</li> </ul>
課題/困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路占用による整備も行ってきたが今後行う余地はない。用地の確保が難しいだけでなく、<b>二輪車の騒音や歩行者への安全面から住民の苦情が多く二輪車の収容には踏み切れない部分が多い</b>。</li> <li>原付二種を主軸にすると、原付の収容台数を減じてスペースを広げるなど見直しが必要。地下式駐輪場で使用している搬送用コンベアに原付二種の重さが対応できるかなど点検課題が残っている。</li> <li>鉄道事業者からの用地(賃料)が高騰しており区営の負担が大きいと感じる。<b>駐輪場を整備する責務は誰が負うべきかという根本的な疑問がある</b>と指摘している。</li> </ul>

10 目黒区	担当部署:	電話:
	【原付】 都市整備部 土木管理課 自転車対策係 【自二】 同 上	03-5722-9444

● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積: ⑯ 14.67 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ⑯ 19 万 5,750 人	昼夜人口比: ⑰ 104.8%	区内駅数: ⑳ 9 駅	<4 万人以上駅数>: ㉑ 4 駅
原付: ⑳ 3,660 台	自動二輪: ㉒ 9,233 台	<原付二種>: ㉓ 3,045 台	<軽二輪>: ㉔ 2,780 台	<小型二輪>: ㉕ 3,408 台
取締り(3 年計): ㉖ 1,073 件				

B

**エリアの特徴:** 面積、人口、保有台数とも 23 区ではやや後位。二輪車の取締りも少ない。人口流入は均衡型。駅の数も少なく、区内に JR の駅がない(「目黒駅」は品川区)。賑わうのは東急東横線「中目黒駅」周辺、おしゃれで住むのにも人気の自由が丘(再開発中)などが集客エリア。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・ 目黒区自転車放置防止条例	○	△
・ 目黒区立自転車等駐車場条例	○	○

備考: 放置防止条例では「登録制自転車置場」(平置き・暫定施設)を規定しており、原付が駐車できる置場もある。自動二輪は駐車できず、置場内に自動二輪が不正駐車された場合、撤去するために条例の対象としてある。したがって放置防止条例のほとんどの条項は自動二輪には適用されない(△とした)。自転車駐車場条例で規定された施設には、原付および自動二輪を駐車することができる。

区内の二輪車駐車需要にはほぼ対応済み

大規模施設へ二輪車駐車場の附置義務を施行

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】 区立の「自転車置場」および「自転車等駐車場」に受け入れている。</p> <p>【自二】 区立の「自転車等駐車場」に受け入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 7 年 4 月から自転車置場の登録募集の案内に新基準原付を含めた。</li> <li>『目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例』により、<b>一定規模以上の建築物の建設に際して原付および自動二輪駐車場の附置義務を設けている。</b></li> </ul>
設置状況	<p>【原付】 区内に登録制自転車置場が 6 カ所あり、うち 3 カ所で原付が利用できる。区内に 16 カ所の自転車等駐車場があり、うち 6 カ所(定期 3 カ所 37 台 / 一時 5 カ所 58 台)で原付が利用できる。</p> <p>【自二】 区内 16 カ所の自転車等駐車場のうち、3 カ所(一時 3 カ所 38 台)で自動二輪が利用できる。</p>

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 6 年 4 月から「自由が丘駅周辺駐車場ルール」が施行されており、そのなかに自動二輪に関する言及はないが、「自由が丘駅」周辺は街の再開発が進行している地区であり、二輪車駐車場の設置に期待したいところ。</li> <li><b>新基準原付の普及状況を見ながら、駐車枠の検討など駐輪場での受け入れ対応を図っていく。</b></li> <li>区内には自動二輪の駐車需要が少ないため、対応の優先順位は低い(区民からの要望はない)。</li> <li>令和 7 年 4 月から自転車等駐車場に特定小型原付の受け入れを開始した(定期 3 カ所 9 台)。</li> </ul>
課題 / 困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺の自転車・二輪車対策については私鉄事業者と定期的に情報共有を図っているが、原付・自動二輪について課題には上らない。</li> <li>区立駐輪場の整備は区有地で行っている。道路空間の活用には取り組んでいない。</li> </ul>

11 大田区	担当部署:	電話
	【原付】 都市基盤整備部 都市基盤管理課 交通安全・自転車総合計画担当 【自二】 同上	03-5744-1390

● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:① 61.86 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:② 50万2,189人	昼夜人口比:⑬ 96.5%	区内駅数:① 41 駅	<4万人以上駅数>:⑮ 4 駅
原付:⑤ 11,558 台	自動二輪:③ 30,602 台	<原付二種>:② 12,183 台	<軽二輪>:② 9,357 台	<小型二輪>:③ 9,062 台
取締り(3年計):⑯ 2,068 件				

**B エリアの特徴:** 面積、人口が多く、羽田空港、京浜島・羽田・六郷エリアの工場街、蒲田の繁華街、田園調布の住宅街、多摩川、海浜公園など多様なスポットを擁する。二輪車の保有も多いが、取締りは多くない。昼の人口は均衡型。小規模駅が多く、通勤・通学目的の駐車需要も高い。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒ 原付 自二

・大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例	○	△
備考: 自動二輪は条例の対象外だが、駐車できる自転車駐車を特例で設けている。撤去対象は自転車と原付(令和6年度52台)。自動二輪は駐輪場内に限り放置があれば撤去できる(令和6年度4台)。		

一部の区立駐輪場に自動二輪を受け入れ  
原付二種の収容拡大は検討する余地あり

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取組	<p>【原付】 自転車条例により駐輪場の附置義務について一部規定が適用される場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車条例により「民営自転車等駐車場の育成」として原付枠にも補助金が交付される。</li> </ul> <p>【自二】 『地域力を生かした大田区まちづくり条例』により集合住宅に附置義務(令和6年度82件)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記条例により一定規模建築物は用途に応じて自動二輪駐車場の設置を誘導(同12件)。</li> </ul>																								
設置状況	<p>・大田区の区立駐輪場の設置箇所数および収容可能台数は下表のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車両</th> <th colspan="2">定期貸</th> <th colspan="2">一時貸</th> </tr> <tr> <th>カ所</th> <th>台</th> <th>カ所</th> <th>台</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>51</td> <td>18,413</td> <td>51</td> <td>15,686</td> </tr> <tr> <td>原付</td> <td>16</td> <td>274</td> <td>14</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>自動二輪</td> <td>2</td> <td>27</td> <td>4</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	対象車両	定期貸		一時貸		カ所	台	カ所	台	自転車	51	18,413	51	15,686	原付	16	274	14	124	自動二輪	2	27	4	29
対象車両	定期貸		一時貸																						
	カ所	台	カ所	台																					
自転車	51	18,413	51	15,686																					
原付	16	274	14	124																					
自動二輪	2	27	4	29																					

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新基準原付に合わせた駐輪場改修は行っていないが、駐車可能であれば駐車してもらおう。</li> <li>・原付駐車場の原付二種への拡大は、利用者ニーズに応える観点から検討する余地があると考える。</li> </ul>
課題／困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内駅周辺に原付二種までの駐車を整備する上での困難点は以下の通り。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 用地確保の難しさ: 駅周辺は既に高度に開発されており、新たな用地確保が困難。</li> <li>2) コスト面の課題: 土地取得や整備にかかる費用が高額になる。</li> <li>3) 地域住民の理解: 騒音や交通安全面での懸念から、反対意見が出る可能性がある。</li> <li>4) 鉄道事業者との協力: 鉄道用地の活用調整、費用分担、運営・管理体制の構築、駅施設との一体的整備の難しさ。</li> </ol> </li> <li>・区内に二輪車駐車を増やす取り組みを行うには、以下のような要件が必要。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 明確な需要の把握: 地域ごとの詳細な需要調査と将来予測</li> <li>2) 財源の確保: 整備費用や維持管理費用の安定的な確保</li> <li>3) 法制度の整備: 条例の改正や新設による整備促進の法的根拠の確立</li> <li>4) 民間事業者との連携強化: PPP・PFIなどの手法を活用した官民連携の推進</li> <li>5) 地域住民の理解と協力: 丁寧な説明と合意形成プロセスの確立</li> <li>6) 安全性の確保: 交通安全対策や防犯対策の徹底</li> <li>7) 環境への配慮: 騒音対策や排気ガス対策の実施</li> <li>8) 他の交通手段との連携: 公共交通機関やシェアリングサービスとの連携</li> </ol> </li> </ul>

12 世田谷区	担当部署:	電話:
	【原付】 土木部 交通安全自転車課 駐輪施設整備担当 【自二】 同 上	03-6432-7967

### ● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:② 58.05 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:① 62 万 9,686 人	昼夜人口比:⑩ 90.6%	区内駅数:② 39 駅	<4 万人以上駅数>:⑤ 12 駅
原付:② 13,039 台	自動二輪:① 32,713 台	<原付二種>:⑤ 11,285 台	<軽二輪>:① 10,251 台	<小型二輪>:① 11,177 台
取締り(3 年計):⑩ 1,883 件				

B

**エリアの特徴:** 住宅地として好まれ昼間人口流出がやや多い均衡型。ファミリー層に人気の二子玉川、若者に人気の下北沢・三軒茶屋など賑わいエリアもある。JR も地下鉄もないが、私鉄 3 社 8 路線が発達し区内に 39 駅を擁する。大規模 12 駅それぞれに駐車需要は高いと考えられる。

### ● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・世田谷区自転車条例	○	△
・世田谷区自動二輪車の違法駐車等の防止に関する条例	—	○

備考: 自転車条例では、「管理上支障がないと認めるもので別に規則で定めるものについては自動二輪車を駐車できる」とし、駐輪場に特例扱いで自動二輪を受け入れている(区内に 1 カ所)。

備考: 自動二輪向けの違法駐車防止条例では、二輪車利用者へ違法駐車しないよう協力と呼びかけるほか、区内の事業者や集合住宅の所有者らに自動二輪の駐車場設置に努めるよう促している。

原付の収容能力は 23 区でトップクラス

自動二輪の需要は少ないため駐車場の新設は困難

### ● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取組み	<p>【原付】 自転車条例により、区立駐輪場に原付を受け入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同条例により、公共施設、一定規模の商業施設などに自転車等駐車場の設置が義務付けられている。</li> <li>・『世田谷区民営自転車等駐車場育成補助金』制度を設けており、原付の駐車枠も対象に含まれる。</li> </ul> <p>【自二】 自転車条例により、区立駐輪場に特例で自動二輪を受け入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札により民間事業者により用地を貸し付け、自動二輪駐車場を運営させている。</li> <li>・『世田谷区民営自動二輪車駐車場育成助成金』制度を設けている(近年は活用されていない)。</li> </ul> <p>【二輪】 『世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例』により一定規模以上の集合住宅などに対し原付や自動二輪の駐車場を設けるよう誘導している(努力義務)。</p>
	設置状況

### ● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区は自転車の乗り入れ数(放置台数+実収容台数)が 23 区 1 位で、自転車対策が喫緊の課題。自転車の大型化により供用スペースの見直しが必要(原付枠には空きが多く、今後の収容台数に影響する可能性もある)。</li> <li>・区立駐輪場の料金値上げを検討しないと、民営駐車場の圧迫になりかねない。</li> <li>・区立駐輪場は通勤・通学を目的としており、自動二輪の需要は低く、駐車場新設は検討に上らない。</li> </ul>
---------	--

13 渋谷区	担当部署:	電話:
	【原付】 土木部 交通政策課 交通政策係 【自二】 同 上	03-3463-1854

● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積: ⑮ 15.11 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ⑩ 16 万 4,817 人	昼夜人口比: ⑤ 226.1%	区内駅数: ⑮ 18 駅	<4 万人以上駅数>: ⑦ 8 駅
原付: ⑧ 7,457 台	自動二輪: ⑰ 8,164 台	<原付二種>: ⑱ 2,599 台	<軽二輪>: ⑲ 2,458 台	<小型二輪>: ⑳ 3,107 台
				取締り(3 年計): ③ 7,180 件

A

**エリアの特徴:** 典型的な流入型の区。「渋谷駅」を中心に、情報・文化・ファッションの発信地として人気が高い。ビジネスにも娯楽にも活気がある一方、代々木公園、明治神宮、表参道など憩いを楽しむ観光客も多い。区の規模や保有台数は 23 区で後位だが、二輪車の取締り件数は上位。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

原付	自二
----	----

	原付	自二
・ 渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	○	—
・ 渋谷区駐車場条例	—	—

備考: 渋谷区では自転車条例および駐車場条例とも自動二輪を対象としていないが、駐車場運営を民間業者に委託することで、施設運営については条例に縛られず自動二輪の受け入れも実現している。

プロポーザル方式により協定民営の駐輪場を展開

区内に 50 カ所以上の二輪車駐車が稼働中

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み・設置状況	<p>【二輪】平成 16 年に民間の自転車駐車場事業者に対しプロポーザルを実施し、協定民営による一時貸しの駐輪場を数多く区内に展開。平成 18 年に二輪車の違法駐車取締りが強化されると、平成 19 年 9 月には区道を活用した路上型の二輪車駐車場「桜丘自転車等駐車場」(19 台)を協定民営により設置。現在は、民間 4 社と協定を結び、区内に駐輪場(自動二輪含む)の整備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年 3 月に都道を占用した「代々木二丁目自動二輪車等駐車場」(28 台)を開設。区が都に占用を申請し、民間事業者が設置、運営する方式を取っている。</li> <li>『渋谷区駐車場条例』が規定する「宮下公園駐車場」は四輪車が対象で二輪車は駐車できないが、同公園には区の後押しによる民営の「宮下公園北バイク駐車場」(78 台)、「宮下公園南バイク駐車場」(21 台)があり、二輪車利用者の利便に貢献している。</li> <li>『渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例』では自転車等駐車場の設置を義務付けている。</li> <li>『ワンルームマンション等建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例』では原付・自動二輪駐車を義務付けている。</li> </ul>
-------------	---

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>渋谷区内の二輪車駐車場は、民間事業者が独自に設置するケースが多く、区内の主要駅周辺はほぼフォローされている。稼働率は非常に高く、採算性に問題は生じていないと考えられる。</li> <li>一般社団法人渋谷地区駐車対策協議会により「渋谷地区駐車場地域ルール」が運用され、自動二輪駐車場の整備は地域貢献策(附置義務台数の減免措置)の一つとして推奨されている。</li> </ul>
課題／困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「バイクを止める場所が少ない」という声は現在も届いており対応に苦慮している。</li> <li>駐車場用地が乏しく、区道や都道など道路空間を活用した二輪車駐車場整備にも力を入れてきたが、近年は道路占用が難しくなり、路上への二輪車駐車場整備は途絶えている。国道 20 号(甲州街道)の活用も想起されるが、道路管理者や交通管理者との協議はなかなか前に進まない。</li> </ul>

14 中野区	担当部署:	電話:
	【原付】都市基盤部 交通政策課 自転車対策係 【自二】まちづくり推進部 中野駅周辺まちづくり課 中野駅周辺まちづくり担当	03-3228-5561 03-3228-8980

● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:⑭ 15.59 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:⑮ 24 万 4,516 人	昼夜人口比:⑯ 94.5%	区内駅数:⑰ 12 駅	〈4 万人以上駅数〉:⑱ 3 駅
原付:⑲ 4,457 台	自動二輪:⑳ 11,383 台	〈原付二種〉:㉑ 4,207 台	〈軽二輪〉:㉒ 3,626 台	〈小型二輪〉:㉓ 3,550 台
取締り(3 年計):㉔ 6,850 件				

B

**エリアの特徴:**住宅地と商業地がバランスよく混在する均衡型。「中野駅」周辺に賑わいが集中し、サブカル関連のスポットに観光客が多い。大学など教育機関も点在し若者が集まる。「中野駅」周辺の再開発が進行中。大きな駅は「中野」「東中野」「中野坂上」の 3 駅。取締り件数が多い。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・中野区自転車等放置防止条例	○	△
・中野区自転車駐車場条例	△	△

備考: 放置防止条例では自転車等駐車整理区画(暫定的な置場)の設置を規定しており、駐車対象は自転車だが、規則で定める**一部の整理区画においては、原付および自動二輪を駐車することができる**としている(現在、原付・自動二輪を駐車できる整理区画はない)。特例的なため△とした。  
備考: 自転車駐車場条例の対象は自転車だが、規則で定める**一部の自転車駐車場においては、原付および自動二輪を駐車することができる**としている。特例的なため△とした。

「中野駅周辺まちづくり」の一環で二輪車駐車場を整備予定(80 台収容予定)  
完成までは代替駐車場の確保が課題

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み・設置状況	<p>【二輪】交通対策の一環として、駐輪場への二輪車の受け入れは区内 2 カ所で行っている。「鷲宮南」(原付・自動二輪=50 台)、「沼袋第一」(原付・自動二輪=13 台)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中野駅」周辺エリアの再開発の一環で、<b>二輪車を対象とした都市計画駐車場(80 台収容)を構想し、都市計画決定まで至っている</b>。ただし近年、建設費高騰などの煽りを受けて事業期間の見直しを強いられており、令和 11 年度のオープン予定は、現在のところ未定に変更されている。</li> <li>・中野区役所の地下に<b>一般利用の可能な民営の「区役所駐車場」(令和 6 年 5 月開設)</b>を開設。二輪車は 19 台収容可能となっている。</li> </ul>
-------------	---

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画駐車場完成まで、暫定的にでも活用できる用地があれば二輪車駐車場を検討している。</li> <li>・令和 2 年 12 月に「中野駅周辺地区駐車場地域ルール」が策定されており、「地域まちづくり貢献策の実施」として原付および自動二輪駐車場の整備(附置義務台数の減免措置)を推奨している。</li> </ul>
課題／困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内で二輪車の駐車違反取締りが多かったのは、駅周辺の通勤・通学目的ではなく、アパートなどでの車庫不足によるものと思われる。課題として区の政策検討の場には上がってこなかった。</li> <li>・過去に二輪車駐車場の附置義務を検討したが、街なかにわずかな枠数が散在することが予想され、むしろ駅周辺に収容台数を集約したほうが効果的と判断した。</li> <li>・自動二輪は『消防法』により、<b>駐輪場よりも自動車駐車場に受け入れるほうが現実的</b>。駅周辺の古い自動車駐車場を調べ、余裕のある枠を二輪車用に転用するのが効果的だと考えられる。</li> <li>・『駐車場法』の標準条例に、<b>自動二輪に関する扱いをもっと具体的に記載すれば、それに倣う自治体は増える</b>と考えられる。</li> </ul>

15 杉並区	担当部署:	電話:
	【原付】都市整備部 管理課 自転車駐車場係 【自二】 同 上	03-3312-2111 (内: 3522)

● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:⑧ 34.06 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:⑥ 39 万 7,156 人	昼夜人口比:⑩ 84.3%	区内駅数:⑮ 18 駅	<4 万人以上駅数>:⑯ 4 駅
原付:⑩ 6,336 台	自動二輪:⑨ 16,680 台	<原付二種>:⑨ 6,085 台	<軽二輪>:⑧ 5,155 台	<小型二輪>:⑦ 5,440 台
取締り(3 年計):⑦ 4,701 件				

**C エリアの特徴:** 面積、人口ともやや上位で、二輪車保有、取締り件数もやや多い。区内の駅数はむしろ少ないほうで、大規模駅は 4 駅。新宿や渋谷方面への通勤が多い「流出型」。JR 中央線沿線の「高円寺」「阿佐ヶ谷」「荻窪」「西荻窪」の各駅に買い物や遊興目的の賑わいがある。

● 駐車場関連条例

	対象車両⇒	
	原付	自二
・ 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例	—	—
・ 杉並区立自転車駐車場条例	○	○

備考: 自転車駐車場条例の対象はあくまで自転車だが、「規則で定める駐車場においては、原付および自動二輪車を駐車することができる」としている。平成 18 年 3 月の改正で原付を含めた後、平成 28 年 12 月の改正で自動二輪を含めた。原付も自動二輪も放置車両の撤去対象にはしていない。

原付を受け入れた駐輪場はすでに原付二種まで拡大  
区内には民間事業者の二輪車駐車場が多い

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】区立駐輪場への駐車は 50cc 以下に制限しておらず、「バイク (125cc まで)」となっている。</p> <p>【自二】区立駐輪場に受け入れを行っている。区立駐輪場 40 カ所のうち 125cc までの受け入れが 5 カ所あり、ほかに排気量制限なしで受け入れている駐輪場が 1 カ所ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『杉並区民営バイク駐車場育成補助金交付要綱』により助成を実施している。</li> <li>『杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱』により一定規模の集合住宅へは「バイク置場」を設置するよう指導している。</li> <li>区内の民営二輪車駐車を独自に調査し、二輪車の駐車需要の動向把握に努めている。</li> </ul>
	<p>設置状況</p> <p>【125cc まで】区立駐輪場 5 カ所 (96 台)。民間駐輪場 2 カ所 (14 台)。</p> <p>【125cc 超】区立駐輪場 1 カ所 (12 台)。民間駐輪場は 10 カ所 (233 台) と、比較的設置数は多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区は民間駐輪場 (自転車・バイク) も含め、施設利用の案内パンフレットを作成、配布している。</li> </ul>

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、区内に若いファミリー層が増えており自転車需要が再び上昇。JR 線「高円寺駅」「阿佐ヶ谷駅」「荻窪駅」「西荻窪駅」を中心に駐車対策は優先課題となっている。区内には民間駐輪場 (二輪車駐車場含む) が多く営まれており、区立駐輪場と併せて各駅にバランスよく配置されている。</li> <li>収益性の良さが判断となり、近年、JR 中央線各駅が区立自転車駐車を引き取って民営化している。</li> <li>古くからの地主の代替わりにより土地利用に変化が生まれており、これまで用地を確保できなかったエリア (「永福駅」「西永福駅」周辺) にも自転車・二輪車駐車場 (民営含む) が開設されている。</li> <li>駅から少し離れても利用者はいるので、サテライト的な二輪車駐車場は検討の価値がある。</li> </ul>
課題 / 困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者のスピード感や運営の柔軟性を見ると、区立駐輪場にも民間活力を導入すべきか検討する時期にきている。たとえば区立駐輪場には管理人が常駐するための小屋が必要だが、民営にすれば小屋を取り払って二輪車数台を受け入れることができる。</li> <li>民間事業者との連携をもっととって、二輪車にも配慮した駐輪場経営を呼びかけたい。</li> </ul>

16 豊島区	担当部署:	電話:
	【原付】都市整備部 土木管理課 交通安全対策グループ 【自二】都市整備部 都市計画課 駐車まちづくりグループ	03-3981-4856 03-4566-2635

● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:⑩ 13.01 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:⑭ 21 万 2,465 人	昼夜人口比:⑨ 136.6%	区内駅数:⑧ 24 駅	<4 万人以上駅数>:⑮ 4 駅
原付:⑩ 3,031 台	自動二輪:⑩ 7,759 台	<原付二種>:⑯ 2,756 台	<軽二輪>:⑰ 2,454 台	<小型二輪>:⑱ 2,549 台
取締り(3 年計):⑪ 3,460 件				

**A エリアの特徴:**コンパクトな面積に商業・文化施設が密集しており、「池袋駅」を中心に人口流入が顕著。区内に駅数が多いが大規模駅は少ない。二輪車保有は少なめで、取締り件数は 23 区中ほど。「池袋駅」周辺の再開発が行われており「池袋地区駐車場地域ルール」を設けている。

● 駐車場関連条例

	対象車両⇒	
	原付	自二
・豊島区自転車等の放置防止に関する条例	○	—
・豊島区立自転車等駐車場条例	○	—

備考: どちらの条例にも原付が含まれるが、附置義務については自転車駐車場のみ対象としている。

池袋駅周辺に自動二輪(時間貸)が集中

駐車・まちづくりガイドラインで自動二輪駐車場の設置を推奨

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】区立駐輪場の一部へ原付の受け入れを行っている。</p> <p>【自二】自動二輪の駐車場政策を専門に担当する部署がないため取り組みは行っていない。</p> <p>・「池袋地区駐車場整備計画」(令和 6 年 3 月改定)、「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」(令和 5 年 3 月)、「池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル」(令和 7 年 3 月改定)のそれぞれに自動二輪の駐車場整備について言及し、推進を図っていくとしている。</p>
設置状況	<p>【原付】区内に区立駐輪場が 41 カ所あり、このうち原付を駐車できる施設は 11 カ所(139 台)、さらにそのうち時間貸は 5 カ所(28 台)となっている。</p> <p>【自二】公益財団法人東京都道路整備保全公社による自動二輪駐車場が区内に 5 カ所設けられているほか、「池袋駅」の地下にある都市計画駐車場(2 カ所)も自動二輪を受け入れている。このため「池袋駅」周辺の自動二輪駐車場に関しては充足度が高い。</p>

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<p>・駐車場整備計画には「公共駐車場及び大規模開発等の民有地に自動二輪車駐施設の整備誘導を図る。特に自動二輪車の路上駐車が課題となっている地域では、地域ルールの適用による地域貢献として整備を促進していく。また、自動二輪車駐施設の附置義務制度の導入を検討していく」とある。</p> <p>・「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」では、池袋駅の東口北側の区域と、西口北側の繁華街周辺の 2 エリアを指定して、地域ルール貢献策としての自動二輪駐車場の設置を推奨している。令和 7 年現在、当該エリアにおいて 1 件の整備事例が進行中となっている。</p>
課題／困難点	<p>・自転車対策が優先課題であり、路上駐輪場を地下などの施設内に移設するなどの整備に力を入れてきた。このため新規に道路空間を活用した二輪車駐車場の整備は、政策として理解を得づらい。</p> <p>・原付二種の受け入れに関しては、仮に標準条例が改正されれば検討の余地が出てくるが、それでも新規施設に限るなどの条件設定が現実的だと思われる。</p> <p>・附置義務の自転車駐車場は、駐車しづらい場所に区画を設けるなどあまり意味をなさないケースがある。安易な附置義務駐車場の導入は、原付・自動二輪の場合でも同様の懸念がある。</p>

17 北区	担当部署: 【原付】土木部 土木管理課 自転車対策係 【自二】 同 上	電話: 03-3908-9218
----------	---	---------------------

● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積: ⑪ 20.61 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ⑬ 24 万 1,021 人	昼夜人口比: ⑮ 93.5%	区内駅数: ⑬ 19 駅	<4 万人以上駅数>: ⑪ 6 駅
原付: ⑫ 5,171 台	自動二輪: ⑪ 11,531 台	<原付二種>: ⑪ 4,310 台	<軽二輪>: ⑫ 3,230 台	<小型二輪>: ⑪ 3,991 台
取締り(3 年計): ⑮ 2,257 件				

B

**エリアの特徴:** 面積、人口、二輪車保有、取締り件数とも 23 区では中ほど。住宅地と産業地が混在する中規模区で、昼間人口はやや流出している均衡型。鉄道路線が多く、「赤羽」「王子」「板橋」「田端」など大規模駅が少なくない。赤羽が商業区域、王子はビジネス区域として賑わう。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

原付 自二

・北区自転車の放置防止に関する条例	—	—
・北区自転車等駐車場条例	○	—
・北区駐車場条例	—	○

備考: 北区の自動車駐車場条例が定めるのは「赤羽駅西口駐車場」の 1 カ所。解散したまちづくり公社から区が引き継いだ施設で、従前より自動二輪の定期貸を行っており条例の規定もそれを踏襲した。

区内の主要駅には原付駐車がほぼ網羅されている

自動二輪駐車場の整備には取り組んでいない

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】防火対策や動線などの安全が確保できれば、駐輪場に原付の駐車枠を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 7 年 1 月に地下式の「十条駅西口自転車駐車場」をオープン、原付 44 台を収容可能とした。</li> <li>『東京都北区民営自転車駐車場助成要綱』で、原付枠も助成金の交付対象としている。</li> </ul> <p>【自二】「赤羽駅西口駐車場」は駐輪場との併設となっており、駐輪場側の原付と駐車場側の自動二輪の枠が接している。今年度、空いている原付枠を減らし、自動二輪を 6 枠から 8 枠へ増やした。</p> <p>【二輪】『北区居住環境整備指導要項』で原付・自動二輪駐車場の設置に努めることとしている。</p>
設置状況	<p>【原付】区内 33 カ所ある区立駐輪場のうち 13 カ所で原付 (614 台) を受け入れている。</p> <p>【自二】区内 1 カ所の区立駐車場に定期貸で自動二輪を 8 台受け入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内において民間事業者による二輪車駐車場は見当たらない。</li> </ul>

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>新基準原付への適応は、車体サイズなど不明な点があり、駐車マスの改修は行っていない。ただし、新規に整備した原付駐車場は、新基準原付への適応も考慮し、大きめの区画を確保している。</li> <li>既存施設を新基準原付に対応したものへと見直す必要があるれば、原付二種に対応することも検討できなくはない。対象車両を拡大すれば、施設の稼働率が上がり収益増加が期待できる。</li> <li>自動二輪の駐車場整備について、区民の声などは届いておらず課題として上がらない。</li> </ul>
課題 / 困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>新基準原付の車体サイズなど、実務的な対応をどうするかについて関心がある。駐車マスの基準となる目安を示してもらえるとありがたい。</li> <li>駐輪場に原付二種を入れるには、スペース確保の観点から新設のハードルが高いため、既存の施設での転用が現実的。法令上の条件 (『消防法』等) や収容のための技術的な要件がクリアされるならば検討できる。もちろん条例の改正が必要になるが、それに取り組むこと自体は不可能なものではない。あくまでも区民にとって有意義な改正であるかどうか重要。</li> </ul>

18 荒川区	担当部署:	電話:
	【原付】 防災都市づくり部 土木管理課 自転車対策係 【自二】 担当部署なし	03-3802-3111 (内: 2716)

### ● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積: ㉒ 10.16 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ㉑ 15 万 0,042 人	昼夜人口比: ㉑ 89.0%	区内駅数: ㉒ 20 駅	<4 万人以上駅数>: ㉑ 4 駅
原付: ㉑ 2,983 台	自動二輪: ㉒ 6,136 台	<原付二種>: ㉑ 2,595 台	<軽二輪>: ㉒ 1,746 台	<小型二輪>: ㉑ 1,795 台
				取締り(3 年計): ㉒ 883 件

C

**エリアの特徴:** 面積、人口は少なく、二輪車保有も少ない。取締りも 23 区 22 位と少ない。駅数は比較的多く、「日暮里駅」には複数路線が交差し、4 万人以上となる駅は区内に 4 つある。全体としては住宅地が占め、中小の商店街が多く、昼間人口は流出型となっている。

### ● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・ 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	○	—
・ 荒川区自転車等駐車場条例	○	—

備考: 『自転車法』をうけ、自転車および原付を条例の対象にしている。

### 区内には二輪車の放置がほとんど見られない

### 二輪車駐車場の必要性には迫られていない

### ● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】 自転車放置防止条例により自転車の放置対策には原付も含めて行っている。原付の放置はほとんど問題になっておらず、撤去実績は 1 年間に数台程度となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車放置防止条例により、一定規模の建築物(商業施設・集合住宅等)に駐輪場の設置を義務付けしており、原付枠も自転車の義務台数に含めることができる(原付枠は義務ではない)。</li> <li>・ 自転車駐車場条例により原付を受け入れる区立駐輪場を設置している。</li> </ul> <p>【自二】 自動二輪の駐車場政策には取り組んでいない。</p>
設置状況	<p>【原付】 区内には自転車置場(暫定的な平置き駐車施設)が 10 カ所あるが対象はすべて自転車のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区立自転車駐車場(恒久的な駐車施設)が 4 カ所あり、うち 1 カ所で原付(定期 20 台/一時 5 台)を受け入れている。</li> </ul> <p>【自二】 区内にある二輪車駐車場は、いずれも民間事業者による自主的なものであり、ビジネスとして成り立つ二輪車駐車需要があることを示している。</p>

### ● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区立駐輪場に関しては、新基準原付への駐車マスのサイズ適応など、とくに支障なく取り組める。</li> <li>・ 自転車の大型化(子乗せ電動アシストタイプなど)が進んでいること、働き方改革によって通勤目的の駐車需要が定期貸から一時貸にシフトしていることなど、変化への対応が必要。一方で原付は放置台数も利用台数も多いとはいえ、駐車場拡充の必要性には迫られていない。</li> <li>・ 近年、自転車駐車場については、鉄道事業者による自主的な整備が行われている。</li> <li>・ 自動二輪の駐車場整備については、区民の声などは届いておらず課題として上がらない。</li> <li>・ 二輪車の駐車場に関しては、民間事業者に働きかけする機会があれば心がけたい。</li> </ul>
課題／困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川区は面積の小さいなか、JR、私鉄、都電の駅が多くあり、区民にとって通勤・通学、買い物、用足などの電車利用は徒歩でのアクセスが便利。土地も平らで、区内での用足しならば自転車でもこなせるため、原付や自動二輪の利用に頼らずに済む面が大きい。</li> <li>・ 自転車対策が優先課題である状況は、今後もしばらく続くものと思われる。</li> </ul>

19 板橋区	担当部署:	電話:
	【原付】 土木部 土木計画・交通安全課 自転車対策係 【自二】 同 上	03-3579-2517

● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:⑨ 32.22 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:⑦ 39 万 0,005 人	昼夜人口比:⑩ 89.5%	区内駅数:⑩ 22 駅	<4 万人以上駅数>:⑪ 6 駅
原付:⑥ 9,694 台	自動二輪:⑥ 22,075 台	<原付二種>:⑥ 9,481 台	<軽二輪>:⑥ 6,645 台	<小型二輪>:⑥ 5,949 台
取締り(3 年計):⑫ 1,219 件				

**C エリアの特徴:** 面積、人口、二輪車の保有台数はともに 23 区の中でやや上位。それに比して二輪車取締りは少ない。住宅地が多くベッドタウンの特徴が強い流出型の区。大山ハッピーロード商店街や赤塚・成増エリアには買い物人気がある。

● 駐車場関連条例

対象車両⇒ 

原付	自二
○	○

・板橋区自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例	○	○
備考: 条例の制定当初から対象には原付と自動二輪が含まれていたが、平成 24 年 3 月の改正でより明確な定義づけを行った。また、原付と自動二輪を含む自動車の違法駐車を防止する条例もあるが、区立の公共自動車駐車場はなし。		

駐輪場への二輪車収容は 125cc 以下がスタンダード

排気量制限なしの二輪車枠も豊富に配置

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】 区営駐輪場に受け入れている。</p> <p>【自二】 区営駐輪場に受け入れているが、駐車できる車両に種別を設け「自動二輪車(排気量が 125cc までに限る)」と、排気量制限のない「自動二輪車」とに分けている。</p> <p>備考: 自転車対策の開始当初から自動二輪も対象にしてきており、区立駐輪場は 125cc までを受け入れるのが現在ではスタンダードになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例』 = 原付枠(幅 0.7m × 奥行 1.7m 以上)・自動二輪枠(0.9m × 奥行 2.0m 以上)ともに附置義務を設けている。</li> <li>『板橋区大規模建築物等指導要綱』 = 「バイク置場」(原付および自動二輪の駐車枠)の設置を誘導する規定となっている。</li> </ul> <p>備考: 板橋区の自転車条例に自転車の駐輪場の附置義務規定はあるが、原付と自動二輪は対象外。</p>
設置状況	<p>【原付】 区立駐輪場 70 カ所のうち、原付を駐車できる駐輪場は定期貸 1 カ所、一時貸 3 カ所。</p> <p>【自二】 区立駐輪場 70 カ所のうち、125cc までの自動二輪駐輪場は定期貸 26 カ所、一時貸 20 カ所。排気量制限のない自動二輪駐輪場は定期貸 17 カ所、一時貸 15 カ所となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区立駐輪場の管理は指定管理者制度をとっており、自動二輪を受け入れ可能な駐輪場か否かの判断は管理者に委ねられている。入口から駐車枠まで十分に取り回せる動線があることが重要。</li> </ul>

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動二輪駐車場の定期貸の枠は満車に近い利用となっているが、車庫として使われている実態があり、区立の施設としては悩ましい課題である。</li> <li>自動二輪駐車場の一時貸の枠は空く傾向がある。他区に比べて民間事業者の参入が少ない傾向もあり、自動二輪の駐車需要を踏まえた整備が今後は必要になる。</li> <li>駐輪場整備は区が行うだけでなく、鉄道事業者には駅への駐輪場を整備する責務もある。板橋区の場合、東武東上線(8 駅)および都営三田線(11 駅)などがあり、積極的な整備体制が求められる。とくに都営線の駅に関しては東京都にも行政の責務があり、東京都による主体的な駐輪場整備に期待が寄せられる。</li> </ul>
---------	---

20 練馬区	担当部署:	電話:
	【原付】土木部 交通安全課 交通施設係 【自二】土木部 交通安全課 安全対策係	03-5984-1996 03-5984-1309

### ● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:⑤ 48.08 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:③ 49 万 7,669 人	昼夜人口比:② 79.9%	区内駅数:⑬ 19 駅	〈4 万人以上駅数〉:⑪ 6 駅
原付:④ 12,126 台	自動二輪:⑤ 27,873 台	〈原付二種〉:④ 11,390 台	〈軽二輪〉:⑤ 8,161 台	〈小型二輪〉:④ 8,322 台
取締り(3 年計):⑭ 2,717 件				

C

**エリアの特徴:** 面積、人口、二輪車保有ともに上位の区。その規模に対し取締りは 14 位と少数。鉄道は JR が通っておらず、西武池袋・新宿線、地下鉄有楽町線、都営大江戸線など。農地も多く、23 区では最大の流出型。駐車需要が高い駅は「練馬駅」「大泉学園駅」「光が丘駅」など。

### ● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・練馬区自転車の適正利用に関する条例	○	—
・練馬区立自転車駐車場条例	○	—
・練馬区立駐車場条例	—	○

備考: 原付は自転車対策の一環として条例の対象に入れており、一方、自動二輪については『駐車場法』の改正に伴い、平成 19 年 3 月 1 日より区立駐車場に受け入れを開始した。

駐輪場政策の一環で原付駐車を整備 (約 30 カ所 700 台)

区立の自動車駐車場に自動二輪を受け入れ (2 カ所 55 台)

### ● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】 駅周辺に駐輪場を整備する際に原付枠を併せて整備してきた。 ・『練馬区まちづくり条例』によりワンルーム集合住宅等に、原付駐車枠の附置義務を設けている。</p> <p>【自二】 西武池袋線の主要駅前での違法駐車対策として、自動車駐車場を 4 カ所開設。「練馬駅」の自動車駐車場は『道路法』による道路附属物として、また「石神井公園駅」と「大泉学園駅 (北口・南口の 2 カ所)」の駐車場は駅前再開発事業の一環で、再開発施設の一部として整備を行った。</p> <p>【二輪】『練馬区まちづくり条例』により大型施設へ原付を含めた駐輪場の附置義務規定を設けている。自動車駐車場については『大規模小売店舗立地法』を準用しており、自動二輪枠にも配慮している。</p>
設置状況	<p>【原付】 区内には 73 カ所の区立駐輪場があり、そのうち原付が駐車場できる駐輪場は 29 カ所 (695 台)。内訳は定期のみ 9 カ所 (148 台)、一時のみ 5 カ所 (77 台)、定期+一時 15 カ所 (470 台)。</p> <p>【自二】 区立自動車駐車場のうち「練馬駅北口地下駐車場」(定期 19 台/一時 11 台)、「石神井公園駅北口駐車場」(定期 11 台/一時 14 台) で自動二輪に対応。「大泉学園駅」の駐車場 2 カ所は、自動二輪を受け入れていない。</p>

### ● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新基準原付への対応は現行の原付枠で実施。今後課題が発生した場合は枠の置き換え等検討する。</li> <li>・一部の駐輪場では自転車枠の確保が優先課題となっており、原付二種への拡大は検討していない。</li> <li>・区内の駅周辺には、民間事業者による施設も含めて二輪車駐車場が十分配置されている。また、大型店舗の進出など土地利用に合わせた二輪車駐車場が随時確保されていることから、今後、区としては新たに設置する予定はない。</li> <li>・二輪車駐車場の拡充について国土交通省の呼びかけにどう応じているか? ⇒ 練馬区は指定管理者制度を導入し、駐車場の利用者需要について定期的に報告を受けており、自動二輪駐車枠の増設需要はないため、国土交通省に呼応した取り組みは検討していない。</li> </ul>
---------	--

21 足立区	担当部署:	電話:
	【原付】都市建設部 交通対策課 自転車対策係 【自二】担当部署なし	03-3880-5914

● 区の規模と二輪車保有台数(政府・行政データより)

面積:③ 53.25 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:⑤ 45 万 8,157 人	昼夜人口比:⑩ 89.1%	区内駅数:⑧ 24 駅	〈4 万人以上駅数〉:⑮ 4 駅
原付:① 15,763 台	自動二輪:② 31,695 台	〈原付二種〉:① 13,491 台	〈軽二輪〉:④ 8,567 台	〈小型二輪〉:② 9,637 台
取締り(3 年計):⑰ 1,676 件				

**C エリアの特徴:** 面積、人口は 23 区上位。住宅地が多く占めるベッドタウン(流出型)だが、物流・工場エリア、交通拠点などが混在する多様な地域。区内には JR、東京メトロ、私鉄が複数通っており「北千住駅」は路線が集まる交通の要衝。**二輪車の保有台数は 23 区でトップクラス。**

● 駐車場関連条例

対象車両⇒

原付	自二
----	----

・ 足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例	○	—
備考: 原付は放置の撤去対象であり駐輪場への収容対象となっている。駐輪場の附置義務はあるが、原付枠の設置は指導まで。		

優れた自転車対策を展開(収容能力 23 区 1 位 / 放置台数 23 位)

自動二輪駐輪場整備への必要性は生じていない

● 二輪車駐輪場整備への取り組み

主な取組	<p>【自転車】区内には約 40 万台の自転車保有があり、土地が平坦なことから自転車利用が非常に多い。東京都の「駅前放置自転車等の現況と対策」(令和 6 年度)によれば、足立区の駐輪場収容能力は 23 区 1 位で、放置は 23 位と最少。これは駐輪場の整備・管理だけでなく、<b>街頭指導を含めた包括的な自転車対策を民間委託により実施している</b>ことで効果を上げている。</p> <p>【原付】足立区の原付保有は 23 区 1 位。駐輪場への受け入れは、自転車枠を優先的に配置した上で、余裕のある場合には原付枠を設ける方針で行っている。</p> <p>【二輪】『足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例』により、「住戸数×5%」の「バイク置場」(幅 1.0m×奥行 2.0m)を設置するよう指導している(努力義務)。</p>
設置状況	<p>【原付】区内の区立駐輪場は 52 カ所(他に無料駐輪場が 9 カ所)あり、うち原付を駐車できるのが 9 カ所(定期 148 台 / 一時 80 台)となっている。他に民間により「竹の塚駅西口公共駐車場」(一時 9 台)、「北千住駅前駐車場」(定期+一時=126 台)が供用されている。</p> <p>【自二】区立の自動二輪駐輪場はないが、民間への管理委託(協定)によって、「竹の塚二丁目駐車場」(一時 30 台)、「北千住駅前駐車場」(定期+一時=36 台)、「北千住西口駐車場」(定期+一時=10 台)、「国道四号線千住新橋高架下駐車場」(定期 5 台)が運営されている。</p> <p>・ 以上の状況により、区民からの駐輪場設置要望はほとんど見られない。</p>

● 二輪車駐輪場整備の動向と課題

主な動向・課題	<p>【原付】区内では北綾瀬エリアの開発が進み、自転車の需要が急速に高まっている。このため、同エリアの自転車対策が最優先。駐輪場用地の確保や民間事業者への働きかけなど、喫緊の課題となっている。同エリアには原付ニーズもあるので、原付の駐輪場も課題として検討する必要がある。</p> <p>・ <b>新基準原付への対応はしっかり進めていく。</b>原付二種への拡大も見据える必要があるが、現時点ではまだ難しい。</p> <p>【自二】区の課題として自動二輪の駐輪場整備には迫られていない。民間事業者による設置状況は把握していなかったが、今回のヒアリングを機に、区内に点在している状況がわかり興味深い。</p>
---------	--

22 葛飾区	担当部署:	電話:
	【原付】 都市整備部 交通政策課 交通安全対策係 【自二】 同 上	03-5854-8804

### ● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積: ⑦ 34.8 km <sup>2</sup>	生産年齢人口: ⑨ 30 万 6,505 人	昼夜人口比: ⑩ 83.2%	区内駅数: ⑪ 12 駅	<4 万人以上駅数>: ⑫ 4 駅
原付: ⑬ 8,280 台	自動二輪: ⑭ 18,091 台	<原付二種>: ⑮ 7,846 台	<軽二輪>: ⑯ 5,097 台	<小型二輪>: ⑰ 5,148 台
取締り(3 年計): ⑱ 2,045 件				

C

**エリアの特徴:** 区の規模、二輪車保有は 23 区でやや上位だが、駅の数と比較的少ない。取締りも少ないほう。住宅地が中心で典型的な流出型の区。亀有 (商業・業務)、柴又 (観光)、金町 (通学・業務)、水元公園 (行楽) など異なった目的で人が訪れ、駐車需要が高いエリアもある。

### ● 駐車場関連条例

対象車両⇒

	原付	自二
・ 葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例	—	—
・ 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例	△	—
・ 葛飾区公共駐車場条例	○	○

備考: 葛飾区の自転車条例は、原付を対象としていない。ただし、当該条例施行規則により一部の駐輪場には特例として原付を受け入れている (特例のため△とした)。  
備考: 公共駐車場条例の対象は、『道路運送車両法』における普通自動車、小型自動車、軽自動車であって、二輪自動車を含むとしている。さらに『道路交通法』における原付も対象となっている。このため原付二種が対象から外れるが、「指定管理者が必要と認める車両は駐車できる」とされており、原付二種も受け入れ可能となる。

原付は区立駐輪場・駐車場の両方で受け入れ

「亀有駅」に 95 台・「新小岩駅」に 57 台の二輪車駐車場を運営

### ● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<p>【原付】 区立駐輪場の一部に原付を受け入れている。</p> <p>【二輪】 区立駐車場の一部に自動二輪と原付を受け入れている。</p> <p>・『葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例』施行規則により、一定規模以上の集合住宅に原付・自動二輪の駐車場を設置した場合、自転車置場の義務台数に組み入れることができる。</p>
設置状況	<p>【原付】 区立駐輪場が区内に 37 カ所あるが、このうち原付を受け入れているのは「東金町二丁目自転車駐車場」(定期)、「金町南自転車駐車場」(一時)、「お花茶屋地下自転車駐車場」(原付は地上部/定期) の 3 カ所。「亀有西自転車駐車場」(定期+一時) は令和 7 年 4 月から民営化された。</p> <p>【二輪】 区立駐車場が区内に 4 カ所あり、このうち「亀有南駐車場」(定期+一時=95 台)、「新小岩北駐車場」(定期+一時=57 台) の 2 カ所で自動二輪および原付を受け入れている。</p>

### ● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車対策は駐輪場整備を含めて最優先課題となっており、それに比べてとくに自動二輪の駐車場に関しては区民の声がほとんどないため、対策を取るの難しい。</li> <li>・ 原付駐車場のキャンセル待ちは少なく、「新小岩北駐車場」の稼働率は 8 割程度と足りている。</li> <li>・ ただ、区内に二輪車を収容する駐車場の箇所数は少ないという認識はあり、民間駐車場の普及も含めて今後の状況を見ていきたい。</li> </ul>
---------	---

23 江戸川区	担当部署:	電話:
	【自転車】土木部 施設管理課 駐輪対策係	03-5662-1997

● 区の規模と二輪車保有台数 (政府・行政データより)

面積:④ 49.9 km <sup>2</sup>	生産年齢人口:④ 46 万 7,304 人	昼夜人口比:⑦ 81.9%	区内駅数:⑦ 11 駅	<4 万人以上駅数>:⑪ 6 駅
原付:③ 12,937 台	自動二輪:④ 28,765 台	<原付二種>:③ 12,150 台	<軽二輪>:③ 8,593 台	<小型二輪>:⑤ 8,022 台
取締り(3 年計):⑬ 2,773 件				

**C エリアの特徴:** 面積、人口、二輪車保有は 23 区上位。取締り件数は多くはない。昼間人口の流出が多いベッドタウン。区内の駅数は少ないが大規模駅は 6 駅ある。商業スポットは小岩や、再開発の進む舟堀など。JR 線、都営新宿線、地下鉄東西線など路線ごとにエリアの特色がある。

● 駐車場関連条例

	対象車両⇒	
	原付	自二
・江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例	○	—
・江戸川区自転車駐車場条例	○	○
・江戸川区自動車駐車場条例	—	○

備考: 自転車駐車場条例の改正により平成 17 年 4 月から自動二輪が対象に加わり、同年度中に区内 11 駅すべてに自動二輪枠を設けた。  
備考: 自動車駐車場条例の対象は、『道路運送車両法施行規則』に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車とされており、二輪のものを除外する断りはない。

区内 11 カ所の駅すべてに区立の原付・自動二輪駐車場を設置  
区立の自動車駐車場にも自動二輪を受け入れている

● 二輪車駐車場整備への取り組み

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立駐輪場に、原付と自動二輪を受け入れている。自動二輪は当日利用 (一時貸) のみ。</li> <li>・区立駐車場に、自動二輪を受け入れている。</li> <li>・『江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例』により、一定規模の商業施設および集合住宅などにバイク置場 (原付・自動二輪) の設置を義務付けている。</li> </ul>
設置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内には 11 の鉄道駅があるが、「東大島」以外の駅には複数の駐輪場が設置されている (総数で 45 カ所)。原付・自動二輪の駐車場 (一時貸) は駅ごとに 1 カ所あり、「西葛西」と「葛西臨海公園」には 2 カ所ずつ設置。したがって計 13 カ所の二輪車駐車場 (一時貸) がある。</li> <li>・定期貸での自動二輪駐車場は設けていない。</li> <li>・原付駐車場 (定期貸) は全 11 駅のすべてにあり、計 16 カ所となっている。</li> <li>・区内には 3 カ所の区営自動車駐車場があり、そのうち「新川地下駐車場」と「なぎさ南駐車場」で自動二輪を受け入れている。「新川地下」では定期貸のみ。「なぎさ南」は定期+一時で供用。</li> </ul>

● 二輪車駐車場整備の動向と課題

主な動向・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のところ区としては、原付・自動二輪の駐車場に関する整備方針はない。</li> <li>・原付・自動二輪の台数より自転車の台数の方が相当数多いため、区としては、区民生活に影響の大きな自転車の駐輪対策をまず行う。</li> <li>・自転車の駐輪場が足りない状況下で、原付・自動二輪の駐車場整備を行うことは、現時点では難しいと考えている。</li> <li>・ただし電動キックボードは研究対象となっている。</li> <li>・二輪車駐車場の整備について、国土交通省などからの協力依頼は認識しているが、当区の実態としては対応が難しい。</li> </ul>
---------	--

---

## 東京 23 区の二輪車駐車対策 ヒアリングレポート

令和 8（2026）年 3 月発行

一般社団法人 日本自動車工業会

二輪車委員会 二輪車企画部会 二輪車利用環境分科会 編

---